常呂川河川整備計画検討会及び関係住民の方々から寄せられたご意見による修正箇所

常呂川水系河川整備計画(原案)	常呂川水系河川整備計画(案)
常呂川水系河川整備計画（原案） （国管理区間） **平成 20 年 3 月 24 日** **北　海　道　開　発　局**	**常呂川水系河川整備計画（案） （国管理区間）** **平成 20 年 12 月** **北　海　道　開　発　局**

常呂川水系河川整備計画(原案)	常呂川水系河川整備計画(案)

目　次

1．河川整備計画の目標に関する事項 1
1-1 流域及び河川の概要 1
1-2 河川整備の現状と課題 7
1-2-1 治水の現状と課題 7
(1) 治水事業の沿革 7
(2) 洪水の概要 10
(3) 治水上の特徴と課題 13
1-2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題 14
(1) 現況の流況と水利用 14
(2) 水質 17
(3) 動植物の生息・生育・繁殖状況 22
(4) 魚類の遡上環境等 27
(5) 河川景観 28
(6) 河川空間の利用 29
(7) 河川の適正な利用及び河川環境上の課題 30
1-3 河川整備計画の目標 31
1-3-1 河川整備の基本理念 31
1-3-2 河川整備計画の対象区間 32
1-3-3 河川整備計画の対象期間等 34
1-3-4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 34
1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 36
(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標 36
(2) 河川水の適正な利用に関する目標 36
1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標 36
(1) 河川環境の整備と保全に関する目標 36
(2) 河川空間の利用に関する目標 36
2．河川整備の実施に関する事項 37
2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所 37
並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 37
2-1-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 37
(1) 洪水を安全に流下させるための対策 37
(2) 内水対策 41
(3) 広域防災対策 42
2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 43
2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項 43
(1) 河畔林の保全、河岸の多様化 43
(2) 魚類等の移動の連続性 44

目　次

1．河川整備計画の目標に関する事項 1
1-1 流域及び河川の概要 1
1-2 河川整備の現状と課題 7
1-2-1 治水の現状と課題 7
(1) 治水事業の沿革 7
(2) 洪水の概要 10
(3) 治水上の特徴と課題 13
1-2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題 14
(1) 現況の流況と水利用 14
(2) 水質 17
(3) 動植物の生息・生育・繁殖状況 22
(4) 魚類の遡上環境等 27
(5) 河川景観 28
(6) 河川空間の利用 29
(7) 河川の適正な利用及び河川環境上の課題 30
1-3 河川整備計画の目標 31
1-3-1 河川整備の基本理念 31
1-3-2 河川整備計画の対象区間 32
1-3-3 河川整備計画の対象期間等 34
1-3-4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 34
1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 36
(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標 36
(2) 河川水の適正な利用に関する目標 36
1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標 36
(1) 河川環境の整備と保全に関する目標 36
(2) 河川空間の利用に関する目標 36
2．河川整備の実施に関する事項 37
2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所 37
並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 37
2-1-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 37
(1) 洪水を安全に流下させるための対策 37
(2) 内水対策 41
(3) 広域防災対策 42
2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 43
2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項 43
(1) 河畔林の保全、河岸の多様化 43
(2) 魚類等の移動の連続性 44

常呂川水系河川整備計画(原案)	常呂川水系河川整備計画(案)
(3) 河川景観の保全と形成 ..... 44 (4) 人と川とのふれあいに関する整備 ..... 45 2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 ..... 46 2-2-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ..... 46 (1) 河川の維持管理 ..... 46 (2) 危機管理体制の整備 ..... 52 (3) 災害復旧 ..... 54 2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 ..... 55 並びに河川環境の整備と保全に関する事項 ..... 55 (1) 水質の保全・改善 ..... 55 (2) 水質事故への対応 ..... 55 (3) 渇水への対応 ..... 55 (4) 河川空間への適正な利用 ..... 56 (5) 河川美化のための体制 ..... 56 (6) 地域と一体となった河川管理 56	(3) 河川景観の保全と形成 ..... 44 (4) 人と川とのふれあいに関する整備 ..... 45 2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 ..... 46 2-2-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ..... 46 (1) 河川の維持管理 ..... 46 (2) 危機管理体制の整備 ..... 52 (3) 災害復旧 ..... 54 2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 ..... 55 並びに河川環境の整備と保全に関する事項 ..... 55 (1) 水質の保全・改善 ..... 55 (2) 水質事故への対応 ..... 55 (3) 渇水への対応 ..... 55 (4) 河川空間への適正な利用 ..... 56 (5) 河川美化のための体制 ..... 56 (6) 地域と一体となった河川管理 56

常呂川水系河川整備計画（原案）

常呂川の流水は、地域の産業や人々の生活をささえ、地域社会の発展に寄与している。

常呂川水系における河川水の利用については、明治の開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在では表 1-3 に示すとおり、約 6,600ha に及ぶ農地のかんがいに利用され、水道用水としては、置戸町、訓子府町、北見市に利用されている。また、製糖業等の工業用水や防火用水等として利用されている。

表 1-3　常呂川の水利権（平成 17 年 3 月現在）

種別	件数	最大取水量 (m^3/s)
かんがい用水	164	18.90
水道用水	9	0.94
工業用水	2	0.39
その他	3	0.69
合計	178	20.92

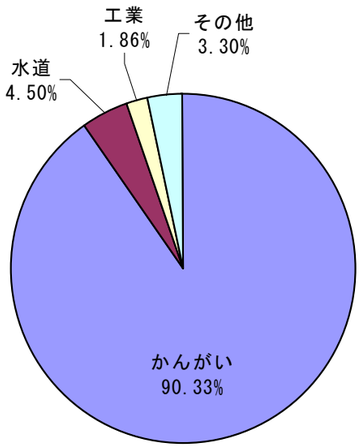

注）数値は、水利権の最大取水量による。

図 1-12　常呂川の水利権の状況

常呂川水系河川整備計画（案）

常呂川の流水は、地域の産業や人々の生活をささえ、地域社会の発展に寄与している。

常呂川水系における河川水の利用については、明治の開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在では表 1-3 に示すとおり、約 6,600ha に及ぶ農地のかんがいに利用され、水道用水としては、置戸町、訓子府町、北見市に利用されている。また、製糖業等の工業用水や防火用水等として利用されている。

表 1-3　常呂川の水利権（平成 18 年 4 月現在）

種別	件数	最大取水量 (m^3/s)
かんがい用水	164	18.90
水道用水	9	0.94
工業用水	2	0.39
その他	3	0.69
合計	178	20.92

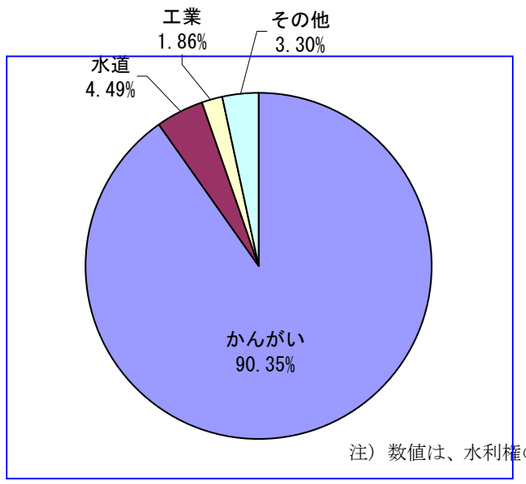

注）数値は、水利権の最大取水量による。

図 1-12　常呂川の水利権の状況

常呂川水系河川整備計画(原案)

(2) 水質

常呂川水系における水質汚濁に係る環境基準の類型指定は表 1-4、図 1-13 に示すとおりであり、北見市北上 300 番地 1 地先(旧北上浄水場取水口跡)より上流側は A 類型、下流側は B 類型に指定されている。

水質については、BOD75%値は、概ね環境基準値程度で推移しているが、大腸菌群数は環境基準値を超えており、流域内で連携した対策が必要である。そのため、公共下水道事業および農業集落排水処理事業等の整備促進、家畜排泄物対策の推進による流域内から供給される汚濁負荷の軽減、浄化ブロックや水生植物による水質浄化対策による河川内での汚濁負荷削減等の取り組みが行われている。

また、平成 19 年には局所的な集中豪雨による流域からの土砂流入により、北見市の上水道に取水障害が生じており、平成 19 年 12 月に未舗装道路の流木チップを用いた簡易的な舗装、土砂の流出対策についての農家への普及など関係機関で対応可能な具体的な対策について取りまとめたところである。さらに河口の沖合いは、ホタテの良好な漁場であり、大規模な出水時の過剰な土砂の流出は、これらの生息環境へ影響を与えることが指摘されており、引き続き関係機関と連携し、必要に応じ対策の検討を行う必要がある。

表 1-4　生活環境の保全に関する環境基準(河川)の類型指定

水系名	水域名	該当類型	達成期間	基準地名	備考
常呂川	常呂川上流 【北見市北上300番地1地先(旧北上浄水場取水口跡)から上流】	A	イ	金比羅橋 (上常呂)	S45.9.1 指定 (閣議決定)
	常呂川下流 【北見市北上300番地1地先(旧北上浄水場取水口跡)から下流】	B	ロ	忠志橋	

注)達成期間の「イ」は直ちに達成、「ロ」は 5 年以内で可及的速やかに達成を意味する。

汚濁負荷削減の取り組み

(第 11 回常呂川清流ルネッサンスⅡ地域協議会)

濁水に関する取り組み

(第 3 回　平成 19 年常呂川の濁水に関する流域対策検討会)

常呂川水系河川整備計画(案)

(2) 水質

常呂川水系における水質汚濁に係る環境基準の類型指定は表 1-4、図 1-13 に示すとおりであり、北見市北上 300 番地 1 地先(旧北上浄水場取水口跡)より上流側は A 類型、下流側は B 類型に指定されている。

水質については、BOD75%値は、概ね環境基準値程度で推移しているが、大腸菌群数は環境基準値を超えており、流域内で連携した対策が必要である。そのため、公共下水道事業および農業集落排水処理事業等の整備促進、家畜排泄物対策の推進による流域内から供給される汚濁負荷の軽減、浄化ブロックや水生植物による水質浄化対策による河川内での汚濁負荷削減等の取り組みが行われている。

また、平成 19 年には局所的な集中豪雨による流域からの土砂流入により、北見市の上水道~~に取水障害~~が取水停止するような事態が生じており、平成 19 年 12 月に未舗装道路の流木チップを用いた簡易的な舗装、土砂の流出対策についての農家への普及など関係機関で対応可能な具体的な対策について取りまとめたところである。さらに河口の沖合いは、ホタテの良好な漁場であり、大規模な出水時の過剰な土砂の流出は、これらの生息環境へ影響を与えることが指摘されており、引き続き関係機関と連携し、必要に応じ対策の検討を行う必要がある。

表 1-4　生活環境の保全に関する環境基準(河川)の類型指定

水系名	水域名	該当類型	達成期間	基準地点名	備考
常呂川	常呂川上流 【北見市北上300番地1地先(旧北上浄水場取水口跡)から上流】	A	イ	金比羅橋 (上常呂)	H12.3.31 指定 (道告示 第 531 号)
	常呂川下流 【北見市北上300番地1地先(旧北上浄水場取水口跡)から下流】	B	ロ	忠志橋	

注)達成期間の「イ」は直ちに達成、「ロ」は 5 年以内で可及的速やかに達成を意味する。

汚濁負荷削減の取り組み

(第 11 回常呂川清流ルネッサンスⅡ地域協議会)

濁水に関する取り組み

(第 3 回　平成 19 年常呂川の濁水に関する流域対策検討会)

常呂川水系河川整備計画（原案）

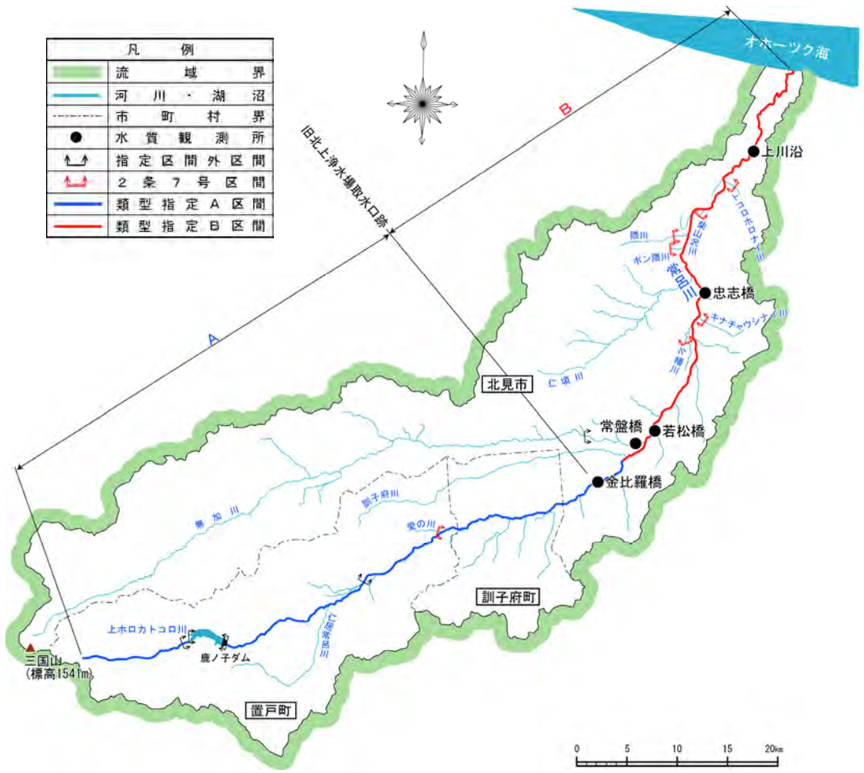

図 1-13　水質環境基準の類型指定区間

常呂川水系河川整備計画（案）

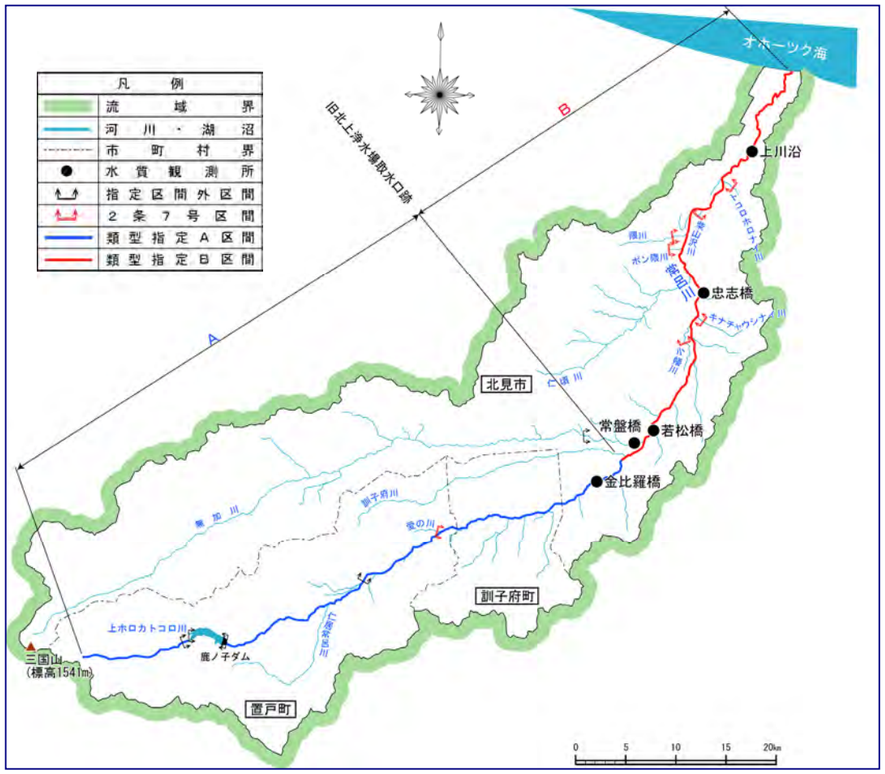

図 1-13　水質環境基準の類型指定区間

常呂川水系河川整備計画(原案)

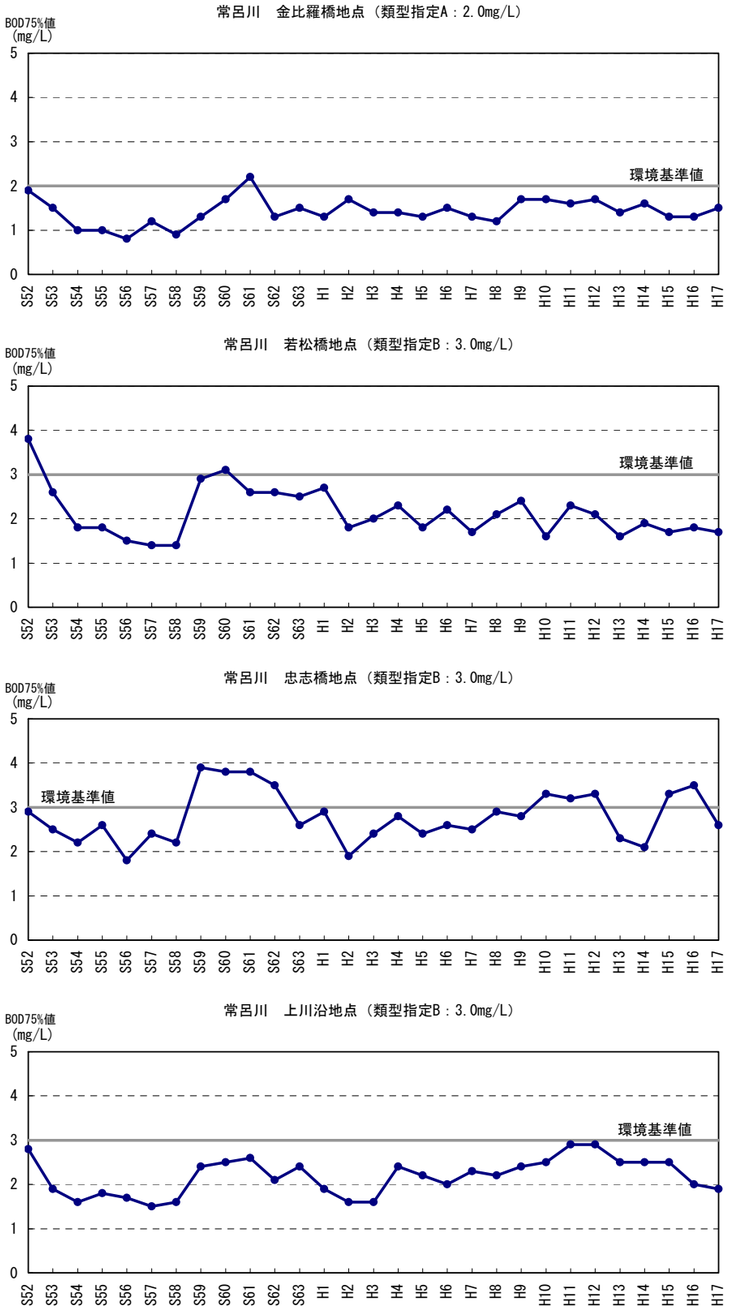

図 1-14　水質(BOD75%値)の経年変化

常呂川水系河川整備計画(案)

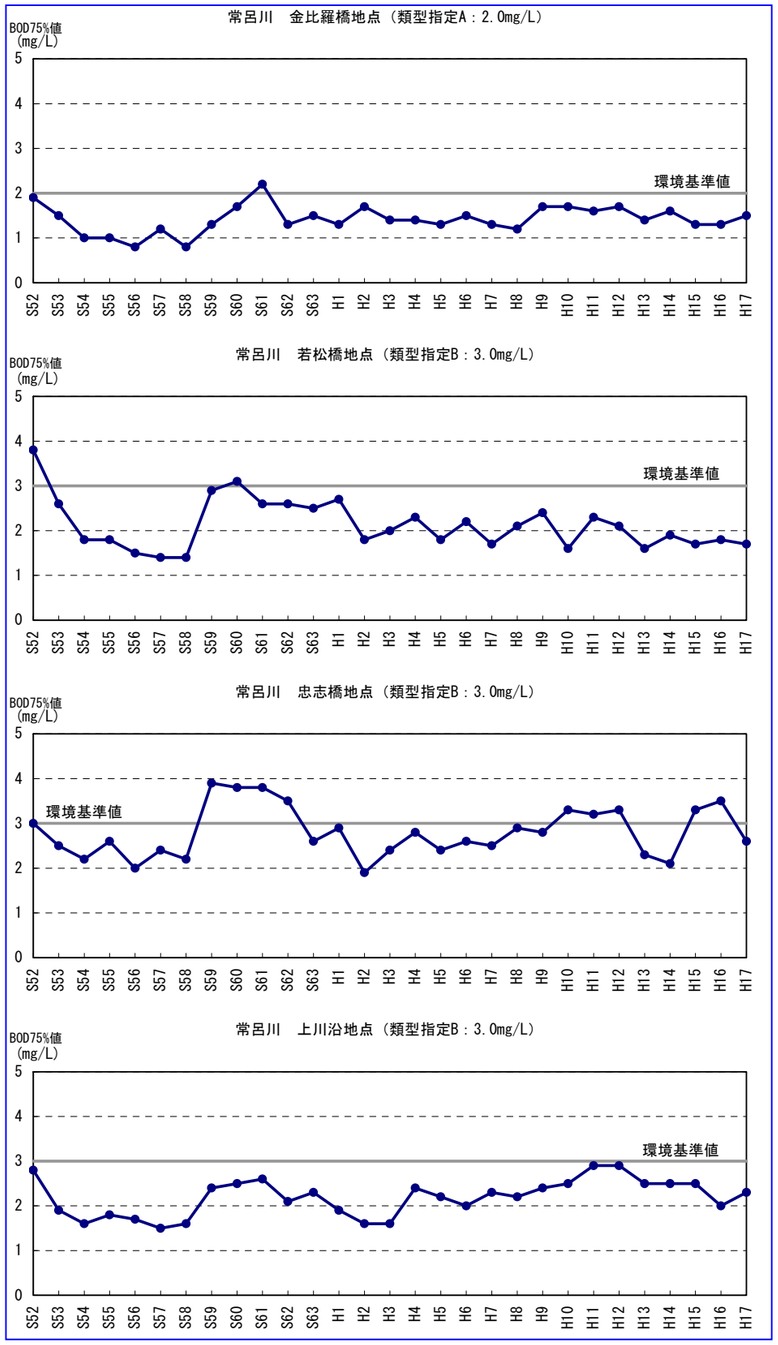

図 1-14　水質(BOD75%値)の経年変化

常呂川水系河川整備計画(原案)

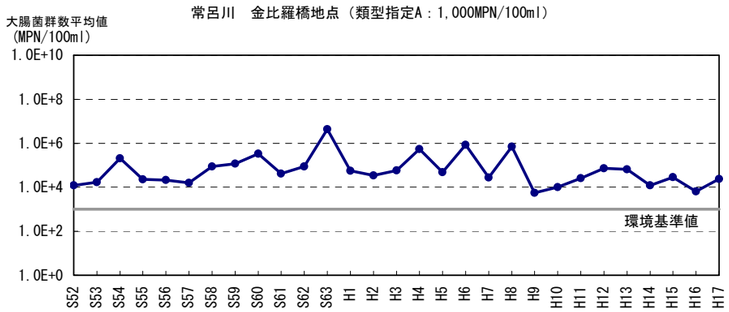

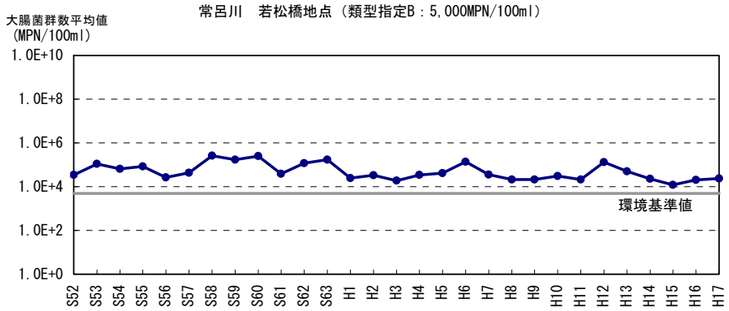

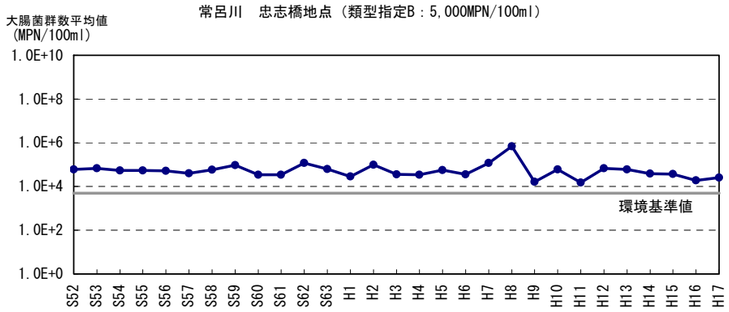

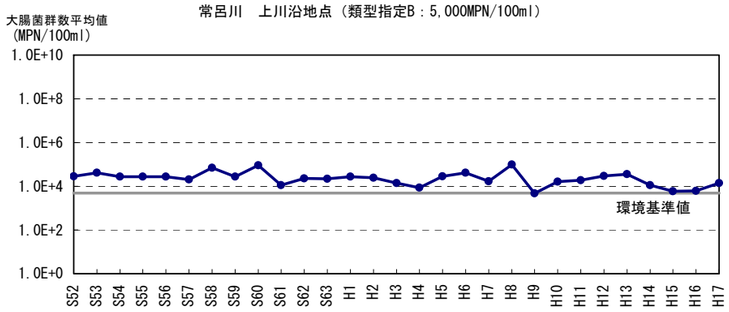

図 1-15　水質(大腸菌群数平均値)の経年変化

常呂川水系河川整備計画(案)

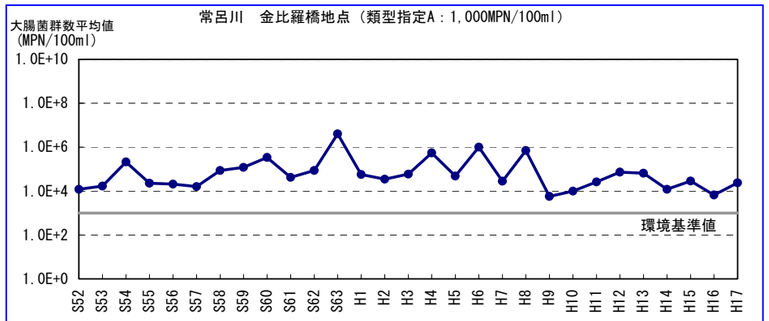

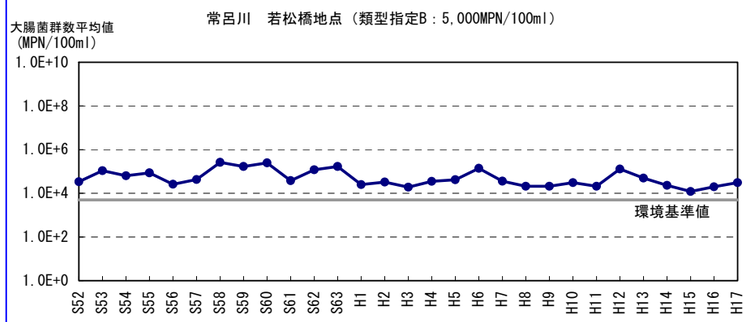

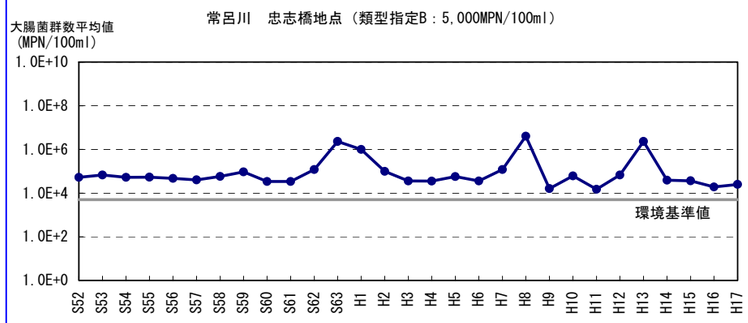

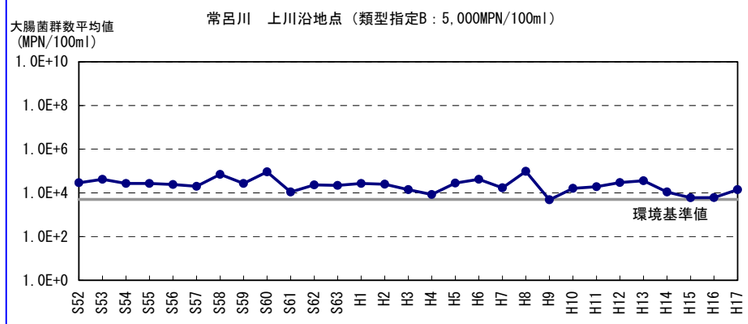

図 1-15　水質(大腸菌群数平均値)の経年変化

(3) 動植物の生息・生育・繁殖状況

1) 下流域（河口～仁頃川合流点付近）

常呂川下流域において確認されている種は、表 1-5 のとおりである。

河口部にはハマニンニク群落等の海浜植生が見られ、旧河道にヒシ群落が形成されている。低水路沿いにはオノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等が優占する河畔林が分布しており、高水敷は採草地や畑として広域に利用されている。

鳥類は、オシドリ、シノリガモ、ミコアイサ等の水鳥やオジロワシ、オオワシ等の越冬地、渡りの中継地、繁殖地となっている他、カワアイサ、カワセミ等の河川性の種が確認されている。

魚類は、河岸の流れが緩やかな水草付近でイトヨ日本海型が多く確認されている他、カワヤツメ、エゾハナカジカ、ミミズハゼ等が確認されている。

表 1-5　下流域（河口～仁頃川合流点付近）における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	4 科 5 種	オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミ、ドブネズミ[外]　、キタキツネ　他	
鳥類	30 科 98 種	留鳥 夏鳥	ヒメウ[特]、オシドリ[特・着]、シノリガモ[特]、ミコアイサ[特]、カワアイサ[着]、ミサゴ[特・着]、オオタカ[特]、ハイタカ[特]、オオジシギ[特]、オオセグロカモメ、ケイマフリ[特]、カワセミ[着]、コアカゲラ[特]　他
		旅鳥 冬鳥	コガモ、ヒドリガモ、ミコアイサ[特]、オジロワシ[特・着]、オオワシ[特・着]　他
両生類・爬虫類	1 科 1 種	エゾアカガエル[着]	
魚類	11 科 28 種	カワヤツメ[特]、ヤチウグイ[特]、エゾウグイ[特]、ウグイ、シラウオ[特]、サケ、サクラマス(ヤマメ)[特・着]、イトヨ日本海型[特]、トミヨ、エゾハナカジカ[特]、ミミズハゼ[特・着]、ウキゴリ、ヌマガレイ　他	
陸上昆虫類	107 科 506 種	ムモンヒメカゲロウ[特]、エゾガムシ[特]、チャイロスズメバチ[特]、ホソアワフキ、エゾスジグロシロチョウ北海道亜種　他	
底生動物	18 科 92 種	エゾコオナガミズスマシ[特]、ゴカイ　他	
植物	80 科 406 種	木本類	オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等のヤナギ類、タライカヤナギ[特]、カラフトイバラ[特]、ホザキシモツケ[特]、ネムロブシダマ[特]　他
		草本類	イワカゲワラビ[特]、エゾノミズタデ[特]、ノダイオウ[特]、オオイタドリ、キタミフクジュソウ[特]、チドリケマン[特]、ムラサキベンケイソウ[特]、ハマエンドウ、ヒシ、ホソバツルリンドウ[特]、ハマウツボ[特]、ハマニンニク、ハマニガナ、キンエノコロ[着・外]、アカンカサスゲ[特]、ハタベスゲ[特]、エゾノコウボウムギ、ウスイロスゲ[特]、イトヒキスゲ[特]、アメリカオニアザミ[外]　他

注1）調査区域は、河口部、常呂橋、日吉橋、栄福橋上流である。
注2）鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新 2 回分より、その他は最新 1 回分の調査結果による。
注3）特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す。

ハマニンニク群落

オオワシ

イトヨ日本海型

(3) 動植物の生息・生育・繁殖状況

1) 下流域（河口～仁頃川合流点付近）

常呂川下流域において確認されている種は、表 1-5 のとおりである。

河口部にはハマニンニク群落等の海浜植生が見られ、旧河道にヒシ群落が形成されている。低水路沿いにはオノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等が優占する河畔林が分布しており、高水敷は採草地や畑として広域に利用されている。

鳥類は、オシドリ、シノリガモ、ミコアイサ等の水鳥やオジロワシ、オオワシ等の越冬地、渡りの中継地、繁殖地となっている他、カワアイサ、カワセミ等の河川性の種が確認されている。

魚類は、河岸の流れが緩やかな水草付近でイトヨ日本海型が多く確認されている他、カワヤツメ、エゾハナカジカ、ミミズハゼ等が確認されている。

表 1-5　下流域（河口～仁頃川合流点付近）における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	4 科 5 種	オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミ、ドブネズミ[外]　、キタキツネ　他	
鳥類	30 科 98 種	留鳥 夏鳥	ヒメウ[特]、オシドリ[特・着]、シノリガモ[特]、ミコアイサ[特]、カワアイサ[着]、ミサゴ[特・着]、オジロワシ[特・着]、オオタカ[特]、ハイタカ[特]、オオジシギ[特]、オオセグロカモメ、ケイマフリ[特]、カワセミ[着]、コアカゲラ[特]　他
		旅鳥 冬鳥	コガモ、ヒドリガモ、ミコアイサ[特]、オジロワシ[特・着]、オオワシ[特・着]　他
両生類・爬虫類	1 科 1 種	エゾアカガエル[着]	
魚類	11 科 28 種	カワヤツメ[特]、ヤチウグイ[特]、エゾウグイ[特]、ウグイ、シラウオ[特]、サケ、サクラマス(ヤマメ)[特・着]、イトヨ日本海型[特]、トミヨ、エゾハナカジカ[特]、ミミズハゼ[特・着]、ウキゴリ、ヌマガレイ　他	
陸上昆虫類	107 科 506 種	ムモンヒメカゲロウ[特]、エゾガムシ[特]、チャイロスズメバチ[特]、ホソアワフキ、エゾスジグロシロチョウ北海道亜種　他	
底生動物	18 科 92 種	エゾコオナガミズスマシ[特]、ゴカイ　他	
植物	80 科 406 種	木本類	オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等のヤナギ類、タライカヤナギ[特]、カラフトイバラ[特]、ホザキシモツケ[特]、ネムロブシダマ[特]　他
		草本類	イワカゲワラビ[特]、エゾノミズタデ[特]、ノダイオウ[特]、オオイタドリ、キタミフクジュソウ[特]、チドリケマン[特]、ムラサキベンケイソウ[特]、ハマエンドウ、ヒシ、ホソバツルリンドウ[特]、ハマウツボ[特]、ハマニンニク、ハマニガナ、キンエノコロ[着・外]、アカンカサスゲ[特]、ハタベスゲ[特]、エゾノコウボウムギ、ウスイロスゲ[特]、イトヒキスゲ[特]、アメリカオニアザミ[外]　他

注1）調査区域は、河口部、常呂橋、日吉橋、栄福橋上流である。
注2）鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新 2 回分より、その他は最新 1 回分の調査結果による。
注3）特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す。

ハマニンニク群落

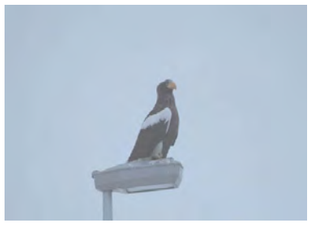
オオワシ

イトヨ日本海型

2) 中流域（仁頃川合流点付近～無加川合流点付近）

常呂川中流域において確認されている種は、表 1-6 のとおりである。

低水路沿いにはオノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等が優占する河畔林が分布している。高水敷は採草地や畑として広域に利用され、山付き部ではハルニレ群落が分布している。

鳥類は、オシドリ、マガモ、コガモ等の水鳥やオジロワシ、オオワシ等の他、チュウヒやオオアカゲラ等が確認されている。

魚類は、カワヤツメ、フクドジョウ、エゾウグイ等が多く確認されている他、ハナカジカや外来種であるニジマスが中流より上流側で確認されている。

表 1-6　中流域（仁頃川合流点付近～無加川合流点付近）における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	3 科 6 種	オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミ、エゾアカネズミ、カラフトアカネズミ特、ハツカネズミ外　他	
鳥類	29 科 75 種	留鳥 夏鳥	オシドリ特・着、マガモ、カワアイサ着、オオタカ特、ハイタカ特、チュウヒ特、オオジシギ特、カワセミ着、クマゲラ特、オオアカゲラ特、コアカゲラ特、イワツバメ　他
		旅鳥 冬鳥	コガモ、オジロワシ特・着、オオワシ特・着
両生類・爬虫類	3 科 4 種	アマガエル着、エゾアカガエル着、シマヘビ、アオダイショウ	
魚類	7 科 20 種	シベリアヤツメ特、カワヤツメ特、ヤチウグイ特、エゾウグイ特、ウグイ、フクドジョウ、ニジマス外、サクラマス(ヤマメ)特・着、ハナカジカ特、ウキゴリ　他	
陸上昆虫類	146 科 758 種	ヒメリスアカネ特、ギンイチモンジセセリ特・着、ゴマシジミ特、キタミモンヤガ特、マエキアワフキ、エゾスジグロシロチョウ北海道亜種、モンキチョウ、キアシツヤヒラタゴミムシ　他	
底生動物	19 科 79 種	モノアラガイ特、ハセガワドロムシ特、エゾコオナガミズスマシ特、キタシマトビケラ　他	
植物	81 科 380 種	木本類	オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等のヤナギ類、ホザキシモツケ特、ミズナラ、ハルニレ　他
		草本類	ヤチスギナ特、イワカゲワラビ特、ノダイオウ特、ハルカラマツ特、チドリケマン特、ツリフネソウ着、ヤマタニタデ特、クリンソウ特、ホソバツルリンドウ特、エゾキヌタソウ特、エゾムグラ特、キンエノコロ着・外、ホソバドジョウツナギ特、タマミクリ特、アカンカサスゲ特、アメリカオニアザミ外、オオハンゴンソウ外　他

注1）調査地点は忠志橋、端野鉄道橋上流、若松大橋である。
注2）鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新 2 回分より、その他は最新 1 回分の調査結果による。
注3）特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す

オジロワシ

オオワシ

ニジマス

2) 中流域（仁頃川合流点付近～無加川合流点付近）

常呂川中流域において確認されている種は、表 1-6 のとおりである。

低水路沿いにはオノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等が優占する河畔林が分布している。高水敷は採草地や畑として広域に利用され、山付き部ではハルニレ群落が分布している。

鳥類は、オシドリ、マガモ、コガモ等の水鳥やオジロワシ、オオワシ等の他、チュウヒやオオアカゲラ等が確認されている。

魚類は、カワヤツメ、フクドジョウ、エゾウグイ等が多く確認されている他、ハナカジカや外来種であるニジマスが中流より上流側で確認されている。

表 1-6　中流域（仁頃川合流点付近～無加川合流点付近）における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	3 科 6 種	オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミ、エゾアカネズミ、カラフトアカネズミ特、ハツカネズミ外　他	
鳥類	29 科 75 種	留鳥 夏鳥	オシドリ特・着、マガモ、カワアイサ着、オジロワシ特・着、オオタカ特、ハイタカ特、チュウヒ特、オオジシギ特、カワセミ着、クマゲラ特、オオアカゲラ特、コアカゲラ特、イワツバメ　他
		旅鳥 冬鳥	コガモ、オジロワシ特・着、オオワシ特・着
両生類・爬虫類	3 科 4 種	アマガエル着、エゾアカガエル着、シマヘビ、アオダイショウ	
魚類	7 科 20 種	シベリアヤツメ特、カワヤツメ特、ヤチウグイ特、エゾウグイ特、ウグイ、フクドジョウ、ニジマス外、サクラマス(ヤマメ)特・着、ハナカジカ特、ウキゴリ　他	
陸上昆虫類	146 科 758 種	ヒメリスアカネ特、ギンイチモンジセセリ特・着、ゴマシジミ特、キタミモンヤガ特、マエキアワフキ、エゾスジグロシロチョウ北海道亜種、モンキチョウ、キアシツヤヒラタゴミムシ　他	
底生動物	19 科 79 種	モノアラガイ特、ハセガワドロムシ特、エゾコオナガミズスマシ特、キタシマトビケラ　他	
植物	81 科 380 種	木本類	オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等のヤナギ類、ホザキシモツケ特、ミズナラ、ハルニレ　他
		草本類	ヤチスギナ特、イワカゲワラビ特、ノダイオウ特、ハルカラマツ特、チドリケマン特、ツリフネソウ着、ヤマタニタデ特、クリンソウ特、ホソバツルリンドウ特、エゾキヌタソウ特、エゾムグラ特、キンエノコロ着・外、ホソバドジョウツナギ特、タマミクリ特、アカンカサスゲ特、アメリカオニアザミ外、オオハンゴンソウ外　他

注1）調査地点は忠志橋、端野鉄道橋上流、若松大橋である。
注2）鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新 2 回分より、その他は最新 1 回分の調査結果による。
注3）特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す。

オジロワシ

オオワシ

ニジマス

3）上流域（無加川合流点付近～置戸町市街部付近）

常呂川上流域において確認されている種は、表 1-7 のとおりである。

低水路沿いにはオノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等の優占する河畔林が分布している。高水敷は畑地等に利用され、オオヨモギ等の優占する草原が広がっている。

鳥類は、オシドリ、マガモ等の水鳥の他、カワアイサ、ヤマセミ、カワセミ等河川性の種が確認されている。

魚類は、シベリアヤツメ、フクドジョウ等の他、サクラマス(ヤマメ)、アメマス等が多く確認されており、サケ科魚類の産卵床がまとまって確認されている。

表 1-7　上流域（無加川合流点付近～置戸町市街部付近）における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	3 科 5 種	エゾトガリネズミ、オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミ、カラフトアカネズミ[特]　他	
鳥類	29 科 86 種	留鳥 夏鳥	オシドリ[特・着]、マガモ、カワアイサ[着]、オオタカ[特]、ハイタカ[特]、オオジシギ[特]、ヤマセミ[特・着]、カワセミ[着]、オオアカゲラ[特]、コアカゲラ[特]、アオジ、ムクドリ　他
		旅鳥 冬鳥	オオハクチョウ、コガモ、オジロワシ[特・着]、ツグミ　他
両生類・爬虫類	3 科 3 種	アマガエル[着]、エゾアカガエル[着]、シマヘビ	
魚類	6 科 16 種	シベリアヤツメ[特]、カワヤツメ[特]、ヤチウグイ[特]、エゾウグイ[特]、フクドジョウ、ニジマス[外]、サケ、サクラマス(ヤマメ)[特・着]、カラフトマス、アメマス[着]、ハナカジカ[特]　他	
陸上昆虫類	142 科 687 種	カバヒラタカメムシ[特]、キタミモンヤガ[特]、ジャコウカミキリ[特・着]、ウスキモモブトハバチ[特]、マエキアワフキ、オオモンシロチョウ[外]、エゾスジグロシロチョウ北海道亜種、マルガタツヤヒラタゴミムシ、カラフトタカネキマダラセセリ[着]、カバイロシジミ[着]、ヒメハンミョウモドキ[着]、エゾチビミズギワコメツキ　他	
底生動物	27 科 129 種	ハセガワドロムシ[特]、エゾコオナガミズスマシ[特]、キタシマトビケラ　他	
植物	66 科 328 種	木本類	オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等のヤナギ類、タライカヤナギ[特]、カラフトイバラ[特]、ホザキシモツケ[特]、ハルニレ、ミズナラ　他
		草本類	ヤチスギナ[特]、ノダイオウ[特]、チドリケマン[特]、ツリフネソウ[着]、ヤマタニタデ[特]、エゾキヌタソウ[特]、メハジキ[特]、エゾムギ[特]、キンエノコロ[着・外]、アカンカサスゲ[特]、オオヨモギ、クサヨシ[外]、オオアワダチソウ[外]、アメリカオニアザミ[外]、オオハンゴンソウ[外]　他

注1）調査地点は、第 2 観月橋、金比羅橋、日の出橋、境野 4 号橋上流、林友橋である。
注2）鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新 2 回分より、その他は最新 1 回分の調査結果による。
注3）特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す

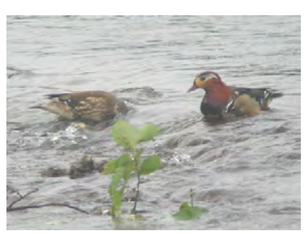
オシドリ

フクドジョウ

サクラマス

3）上流域（無加川合流点付近～置戸町市街部付近）

常呂川上流域において確認されている種は、表 1-7 のとおりである。

低水路沿いにはオノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等の優占する河畔林が分布している。高水敷は畑地等に利用され、オオヨモギ等の優占する草原が広がっている。

鳥類は、オシドリ、マガモ等の水鳥の他、カワアイサ、ヤマセミ、カワセミ等河川性の種が確認されている。

魚類は、シベリアヤツメ、フクドジョウ等の他、サクラマス(ヤマメ)、アメマス等が多く確認されており、サケ科魚類の産卵床がまとまって確認されている。

表 1-7　上流域（無加川合流点付近～置戸町市街部付近）における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	3 科 5 種	エゾトガリネズミ、オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミ、カラフトアカネズミ[特]　他	
鳥類	29 科 86 種	留鳥 夏鳥	オシドリ[特・着]、マガモ、カワアイサ[着]、オジロワシ[特・着]、オオタカ[特]、ハイタカ[特]、オオジシギ[特]、ヤマセミ[特・着]、カワセミ[着]、オオアカゲラ[特]、コアカゲラ[特]、アオジ、ムクドリ　他
		旅鳥 冬鳥	オオハクチョウ、コガモ、オジロワシ[特・着]、ツグミ　他
両生類・爬虫類	3 科 3 種	アマガエル[着]、エゾアカガエル[着]、シマヘビ	
魚類	6 科 16 種	シベリアヤツメ[特]、カワヤツメ[特]、ヤチウグイ[特]、エゾウグイ[特]、フクドジョウ、ニジマス[外]、サケ、サクラマス(ヤマメ)[特・着]、カラフトマス、アメマス[着]、ハナカジカ[特]　他	
陸上昆虫類	142 科 687 種	カバヒラタカメムシ[特]、キタミモンヤガ[特]、ジャコウカミキリ[特・着]、ウスキモモブトハバチ[特]、マエキアワフキ、オオモンシロチョウ[外]、エゾスジグロシロチョウ北海道亜種、マルガタツヤヒラタゴミムシ、カラフトタカネキマダラセセリ[着]、カバイロシジミ[着]、ヒメハンミョウモドキ[着]、エゾチビミズギワコメツキ　他	
底生動物	27 科 129 種	ハセガワドロムシ[特]、エゾコオナガミズスマシ[特]、キタシマトビケラ　他	
植物	66 科 328 種	木本類	オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等のヤナギ類、タライカヤナギ[特]、カラフトイバラ[特]、ホザキシモツケ[特]、ハルニレ、ミズナラ　他
		草本類	ヤチスギナ[特]、ノダイオウ[特]、チドリケマン[特]、ツリフネソウ[着]、ヤマタニタデ[特]、エゾキヌタソウ[特]、メハジキ[特]、エゾムギ[特]、キンエノコロ[着・外]、アカンカサスゲ[特]、オオヨモギ、クサヨシ[外]、オオアワダチソウ[外]、アメリカオニアザミ[外]、オオハンゴンソウ[外]　他

注1）調査地点は、第 2 観月橋、金比羅橋、日の出橋、境野 4 号橋上流、林友橋である。
注2）鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新 2 回分より、その他は最新 1 回分の調査結果による。
注3）特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す。

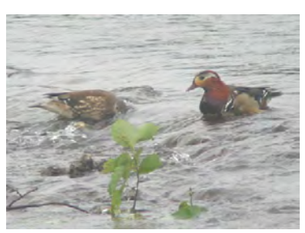
オシドリ

フクドジョウ

サクラマス

4）無加川

支川無加川で確認されている種は、表 1-8 のとおりである。

低水路沿いにはオノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等の優占する河畔林が分布し、高水敷は公園やグランド等に利用されている他、オオヨモギ等が優占する草原となっている。

鳥類は、カワアイサ、ヤマセミ、カワセミ等の河川性の種の他、アカモズが確認されている。

魚類は、シベリアヤツメ、エゾウグイ、フクドジョウ等の他、サクラマス（ヤマメ）、ハナカジカ等が確認されている。また、サケ科魚類の産卵床が広範囲に確認されている。

表 1-8　無加川における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	4 科 4 種	エゾヤチネズミ、エゾトガリネズミ、カラフトアカネズミ[特]、ミンク[外]	
鳥類	24 科 51 種	留鳥 夏鳥	カワアイサ[着]、ハイタカ[特]、オオジシギ[特]、ヤマセミ[特・着]、カワセミ[着]、アカモズ[特・着]、アオジ、ムクドリ　他
		旅鳥 冬鳥	コガモ、ツグミ、ベニヒワ　他
両生類・爬虫類	－	－	
魚類	6 科 14 種	シベリアヤツメ[特]、カワヤツメ[特]、エゾウグイ[特]、ウグイ、フクドジョウ、サクラマス（ヤマメ）[特・着]、ハナカジカ[特]　他	
陸上昆虫類	115 科 367 種	*Anoscopus flavostriatus*[特]、クロスジコアオカスミカメ[特]、キタミモンヤガ[特]、エゾカミキリ[特]、エチゴヒメナガカメムシ、エゾスジグロシロチョウ北海道亜種、アオバネサルハムシ　他	
底生動物	19 科 84 種	モノアラガイ[特]、コカゲロウ属の一種、キタシマトビケラ　他	
植物	90 科 567 種	木本類	オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ、ドロノキ等のヤナギ類、ハルニレ　他
		草本類	ノダイオウ[特]、チドリケマン[特]、キンエノコロ[着・外]、オオヨモギ、アメリカオニアザミ[外]、オオハンゴンソウ[外]　他

注1）調査地点は、豊地大橋である。
注2）鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新 2 回分より、その他は最新 1 回分の調査結果による。
注3）特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す

カワアイサ

シベリアヤツメ

エゾウグイ

4）無加川

支川無加川で確認されている種は、表 1-8 のとおりである。

低水路沿いにはオノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等の優占する河畔林が分布し、高水敷は公園やグランド等に利用されている他、オオヨモギ等が優占する草原となっている。

鳥類は、カワアイサ、ヤマセミ、カワセミ等の河川性の種の他、アカモズが確認されている。

魚類は、シベリアヤツメ、エゾウグイ、フクドジョウ等の他、サクラマス（ヤマメ）、ハナカジカ等が確認されている。また、サケ科魚類の産卵床が広範囲に確認されている。

表 1-8　無加川における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	4 科 4 種	エゾヤチネズミ、エゾトガリネズミ、カラフトアカネズミ[特]、ミンク[外]	
鳥類	24 科 51 種	留鳥 夏鳥	カワアイサ[着]、ハイタカ[特]、オオジシギ[特]、ヤマセミ[特・着]、カワセミ[着]、アカモズ[特・着]、アオジ、ムクドリ　他
		旅鳥 冬鳥	コガモ、オジロワシ[特・着]、オオワシ[特・着]、ツグミ、ベニヒワ　他
両生類・爬虫類	－	－	
魚類	6 科 14 種	シベリアヤツメ[特]、カワヤツメ[特]、エゾウグイ[特]、ウグイ、フクドジョウ、サクラマス（ヤマメ）[特・着]、ハナカジカ[特]　他	
陸上昆虫類	115 科 367 種	*Anoscopus flavostriatus*[特]、クロスジコアオカスミカメ[特]、キタミモンヤガ[特]、エゾカミキリ[特]、エチゴヒメナガカメムシ、エゾスジグロシロチョウ北海道亜種、アオバネサルハムシ　他	
底生動物	19 科 84 種	モノアラガイ[特]、コカゲロウ属の一種、キタシマトビケラ　他	
植物	90 科 567 種	木本類	オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ、ドロノキ等のヤナギ類、ハルニレ　他
		草本類	ノダイオウ[特]、チドリケマン[特]、キンエノコロ[着・外]、オオヨモギ、アメリカオニアザミ[外]、オオハンゴンソウ[外]　他

注1）調査地点は、豊地大橋である。
注2）鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新 2 回分より、その他は最新 1 回分の調査結果による。
注3）特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す。

カワアイサ

シベリアヤツメ

エゾウグイ

常呂川水系河川整備計画(原案)

5) 鹿ノ子ダム

鹿ノ子ダム及び流入河川において確認されている種は、表 1-9 のとおりである。

ダム湖周辺はアカトドマツ、シナノキ、ウダイガンバ等が優占する針広混交林が広く分布し、湖岸にはヤチダモ、ミズナラ、ケヤマハンノキ等の広葉樹林が分布している。

鳥類は、エゾライチョウ、クマゲラ等の森林性の種の他、オシドリ、ミサゴ等の水鳥が確認されている。

魚類は、オショロコマ、アメマス、サクラマス(ヤマメ)等が確認されている。また、湧水地や水溜りなどではエゾサンショウウオが確認されている。

また、外来種であるアマゴやウチダザリガニが拡大しており、在来種への影響が懸念されており、河川水辺の国勢調査を活用するなど関係機関と連携し調査・検討を行う。

表 1-9　鹿ノ子ダム周辺及び流入河川における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	8 科 15 種	エゾユキウサギ、エゾシマリス[特]、エゾモモンガ[着]、エゾヤチネズミ、エゾヒメネズミ、キタキツネ、エゾクロテン[特]、エゾシカ　他	
鳥類	31 科 84 種	留鳥 夏鳥	オシドリ[特・着]、カワアイサ[着]、ミサゴ[特・着]、オオタカ[特]、ハイタカ[特]、エゾライチョウ[特]、オオジシギ[特]、コノハズク[着]、アオバズク[着]、ヨタカ[特・着]、クマゲラ[特]、オオアカゲラ[特]、コアカゲラ[特]、イワツバメ　他
		旅鳥 冬鳥	オジロワシ[特・着]　他
両生類・爬虫類	4 科 4 種	エゾサンショウウオ[特・着]、アマガエル[着]、エゾアカガエル[着]、アオダイショウ	
魚類	5 科 15 種	シベリアヤツメ[特]、ギンブナ、ヤチウグイ[特]、エゾウグイ[特]、ニジマス[外]、サクラマス(ヤマメ)[特・着]、アマゴ[外]、アメマス[着]、オショロコマ[特・着]　他	
陸上昆虫類	218 科 1,333 種	*Anoscopus flavostriatus*[特]、カバヒラタカメムシ[特]、タイリクウンモントビケラ[特]、ゴマシジミ[特]、ウラギンスジヒョウモン[特]、カラフトヒョウモン[特]、ハセガワドロムシ[特]、ベニボタル[特]、ケマダラカミキリ[特]、ウスキモモブトハバチ[特]、エゾスジグロシロチョウ、エゾマルガタナガゴミムシ　他	
底生動物	41 科 139 種	マンシュウイトトンボ[特]、モノアラガイ[特]、ウチダザリガニ[外]　他	
植物	83 科 495 種	木本類	アカトドマツ、タライカヤナギ[特]、ケヤマハンノキ、ウダイカンバ、ミズナラ、カラフトイバラ[特]、エゾシモツケ[特]、ホザキシモツケ[特]、シナノキ、エゾムラサキツツジ[特]、ヤチダモ、エゾヒョウタンボク[特]、ネムロブシダマ[特]、イワヨモギ[特]　他
		草本類	マルバチャルメルソウ[特]、イワムラサキ[特]、フォーリーガヤ[特]、ホソバドジョウツナギ[特]、アカンスゲ[特]、サカネラン[着]、アメリカオニアザミ[外]　他

注1) 調査地点は、ダム湖内、沼の沢川流入部、白滝の沢川流入部、ダム湖上流端、上ホロカトコロ川である。
注2) 鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新 2 回分より、その他は最新 1 回分の調査結果による。
注3) 特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す

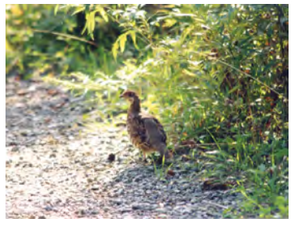
エゾライチョウ

エゾサンショウウオ

ウチダザリガニ

常呂川水系河川整備計画(案)

5) 鹿ノ子ダム

鹿ノ子ダム及び流入河川において確認されている種は、表 1-9 のとおりである。

ダム湖周辺はアカトドマツ、シナノキ、ウダイガンバ等が優占する針広混交林が広く分布し、湖岸にはヤチダモ、ミズナラ、ケヤマハンノキ等の広葉樹林が分布している。

鳥類は、エゾライチョウ、クマゲラ等の森林性の種の他、オシドリ、ミサゴ等の水鳥が確認されている。

魚類は、オショロコマ、アメマス、サクラマス(ヤマメ)等が確認されている。また、湧水地や水溜りなどではエゾサンショウウオが確認されている。

また、外来種であるアマゴやウチダザリガニが拡大しており、~~在来種~~自生種への影響が懸念されており、河川水辺の国勢調査を活用するなど関係機関と連携し調査・検討を行うほか、運搬の禁止等について周知するなどの対策を必要に応じて実施する。

表 1-9　鹿ノ子ダム周辺及び流入河川における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	8 科 15 種	エゾユキウサギ、エゾシマリス[特]、エゾモモンガ[着]、エゾヤチネズミ、エゾヒメネズミ、キタキツネ、エゾクロテン[特]、エゾシカ　他	
鳥類	31 科 84 種	留鳥 夏鳥	オシドリ[特・着]、カワアイサ[着]、ミサゴ[特・着]、オオタカ[特]、ハイタカ[特]、エゾライチョウ[特]、オオジシギ[特]、コノハズク[着]、アオバズク[着]、ヨタカ[特・着]、クマゲラ[特]、オオアカゲラ[特]、コアカゲラ[特]、イワツバメ　他
		旅鳥 冬鳥	オジロワシ[特・着]、オオワシ[特・着]　他
両生類・爬虫類	4 科 4 種	エゾサンショウウオ[特・着]、アマガエル[着]、エゾアカガエル[着]、アオダイショウ	
魚類	5 科 15 種	シベリアヤツメ[特]、ギンブナ、ヤチウグイ[特]、エゾウグイ[特]、ニジマス[外]、サクラマス(ヤマメ)[特・着]、アマゴ[外]、アメマス[着]、オショロコマ[特・着]　他	
陸上昆虫類	218 科 1,333 種	*Anoscopus flavostriatus*[特]、カバヒラタカメムシ[特]、タイリクウンモントビケラ[特]、ゴマシジミ[特]、ウラギンスジヒョウモン[特]、カラフトヒョウモン[特]、ハセガワドロムシ[特]、ベニボタル[特]、ケマダラカミキリ[特]、ウスキモモブトハバチ[特]、エゾスジグロシロチョウ、エゾマルガタナガゴミムシ　他	
底生動物	41 科 139 種	マンシュウイトトンボ[特]、モノアラガイ[特]、ウチダザリガニ[外]　他	
植物	83 科 495 種	木本類	~~エゾ~~トドマツ、タライカヤナギ[特]、ケヤマハンノキ、ウダイカンバ、ミズナラ、カラフトイバラ[特]、エゾシモツケ[特]、ホザキシモツケ[特]、シナノキ、エゾムラサキツツジ[特]、ヤチダモ、エゾヒョウタンボク[特]、ネムロブシダマ[特]、イワヨモギ[特]　他
		草本類	マルバチャルメルソウ[特]、イワムラサキ[特]、フォーリーガヤ[特]、ホソバドジョウツナギ[特]、アカンスゲ[特]、サカネラン[着]、アメリカオニアザミ[外]　他

注1) 調査地点は、ダム湖内、沼の沢川流入部、白滝の沢川流入部、ダム湖上流端、上ホロカトコロ川である。
注2) 鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新 2 回分より、その他は最新 1 回分の調査結果による。
注3) 特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す。

エゾライチョウ

エゾサンショウウオ

ウチダザリガニ

常呂川水系河川整備計画（原案）	常呂川水系河川整備計画（案）
(7) 河川の適正な利用及び河川環境上の課題 水質については、BOD75%値は、概ね環境基準程度で推移しているが、大腸菌群数が環境基準値を超えているほか、大規模な出水時の土砂の流出が河口沖合のホタテの漁場等沿岸域の環境に影響を与えていることが指摘されており、引き続き関係機関と連携し、必要に応じ対策の検討を行う必要がある。 また、下流部の河岸に連続する河畔林や、中・上流部のサケ等の産卵床など良好な河川環境を保全する必要がある。 さらに、河川の景観、河川空間の利用に関しては、地域の特性やニーズに合わせた配慮が望まれる。	**(7) 河川の適正な利用及び河川環境上の課題** 水質については、BOD75%値は、概ね環境基準程度で推移しているが、大腸菌群数が環境基準値を超えているほか、大規模な出水時の土砂の流出が河口沖合のホタテの漁場等沿岸域の環境に影響を与えていることが指摘されており、引き続き関係機関と連携し、必要に応じ対策の検討を行う必要がある。 また、下流部の河岸に連続する河畔林や、中の島公園周辺をはじめ、中・上流部のサケ等の産卵床など良好な河川環境を保全する必要がある。 さらに、河川の景観、河川空間の利用に関しては、地域の特性やニーズに合わせた配慮が望まれる。

常呂川水系河川整備計画（原案）

1-3 河川整備計画の目標

1-3-1 河川整備の基本理念

常呂川流域は、安全でゆとりある快適な地域社会の形成、食糧基地としての役割強化、流域の人々の連携・協働による地域づくりを通じ、道東オホーツク地域を先導する役割を果たす必要がある。

道東オホーツク地域に位置する常呂川流域は、豊かな農業地帯が広がるほか、北見市を中心にオホーツク地方の社会・経済・文化の中心となっている。また、道央圏とオホーツク地域を結ぶ交通の要衝となっている。

このような常呂川流域の有する特徴を踏まえた将来像を実現するため、地域住民、関係機関が連携し、多様な生態系を育む豊かな自然環境等を活かしながら、恵まれた環境や資源に誇りを持って次世代に引き継ぐことができる安全で活力に満ちた地域社会を形成する必要がある。

このため、常呂川の河川整備は、流域及び水系一貫の視点を持ち、北海道や関係市町の施策と整合を図り、市街地の発展や農地の利用状況、豊かな自然環境等を踏まえた上で、次のような方針に基づき総合的、効果的に推進する。

【洪水等による災害の発生の防止又は軽減について】

常呂川は、近年の相次ぐ洪水により、計画高水位を超過するような事態が頻発しており、洪水氾濫の危険性や内水被害を極力減少させるため、鹿ノ子ダムにより洪水調節を行うとともに、河道断面が不足している箇所については、河道の安定・河川環境に配慮しつつ河道断面を増大して水位の上昇を抑える。また、堤防断面が不足している箇所や堤防未整備の箇所について堤防整備を行うとともに、完成している箇所についても安全性を点検し、必要な対策を行う。

また、本支川及び上下流のバランスを考慮するとともに、整備途上段階においても順次安全度が高まるよう水系として一貫した整備を行う。

【河川の適正な機能及び流水の正常な機能の維持について】

河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、必要な流量の確保に努め、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。

【河川環境の整備と保全について】

河川環境は、自然の状況においても遷移し、撹乱により変化するものであるということを認識したうえで、常呂川の有する河川環境の多様性や連続性を保全し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・形成に努める。

常呂川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、常呂川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに市街地や畑作地帯及び森林地帯と調和した常呂川らしい水辺景観の保全・形成に努める。

また、人と川とのふれあいに関する整備に努めるとともに、良好な流域の環境や

常呂川水系河川整備計画（案）

1-3 河川整備計画の目標

1-3-1 河川整備の基本理念

常呂川流域は、安全でゆとりある快適な地域社会の形成、食糧基地としての役割強化、流域の人々の連携・協働による地域づくりを通じ、道東オホーツク地域を先導する役割を果たす必要がある。

道東オホーツク地域に位置する常呂川流域は、豊かな農業地帯が広がるほか、北見市を中心にオホーツク地方の社会・経済・文化の中心となっている。また、道央圏とオホーツク地域を結ぶ交通の要衝となっている。

このような常呂川流域の有する特徴を踏まえた将来像を実現するため、地域住民、関係機関が連携し、多様な生態系を育む豊かな自然環境等を活かしながら、~~恵まれた環境や資源に誇りを持って次世代に引き継ぐことができる~~流域の産業が持続的に発展できる安全で活力に満ちた地域社会を形成する必要がある。

このため、常呂川の河川整備は、流域及び水系一貫の視点を持ち、北海道や関係市町の施策と整合を図り、市街地の発展や農地の利用状況、豊かな自然環境等を踏まえた上で、その状況の変化に応じた順応的管理[注](アダプティブ・マネジメント)に配慮しつつ、次のような方針に基づき総合的、効果的に推進する。

注)順応的管理：生態系のように予測が困難な対象を取り扱うための考え方で、ここでは河川整備計画にのっとり実施する事業に対して自然からの応答を注意深くモニタリングし、その結果を踏まえて柔軟に行う管理のことを指す。

【洪水等による災害の発生の防止又は軽減について】

常呂川は、近年の相次ぐ洪水により、計画高水位を超過するような事態が頻発しており、洪水氾濫の危険性や内水被害を極力減少させるため、鹿ノ子ダムにより洪水調節を行うとともに、河道断面が不足している箇所については、河道の安定・河川環境に配慮しつつ河道断面を増大して水位の上昇を抑える。また、堤防断面が不足している箇所や堤防未整備の箇所について堤防整備を行うとともに、完成している箇所についても安全性を点検し、必要な対策を行う。

また、本支川及び上下流のバランスを考慮するとともに、整備途上段階においても順次安全度が高まるよう水系として一貫した整備を行う。

【河川の適正な機能及び流水の正常な機能の維持について】

河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、必要な流量の確保に努め、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。

【河川環境の整備と保全について】

河川環境は、自然の状況においても遷移し、撹乱により変化するものであるということを認識したうえで、常呂川の有する河川環境の多様性や連続性を保全し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・形成に努める。

常呂川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも

河川環境の保全を目指し、自然環境と共生する持続可能な地域社会の形成に寄与するよう努める。

【河川の維持について】

洪水等による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った維持管理を行う。また、地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築する。

河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的にモニタリングを行い、その状態の変化に応じた順応的管理注)(アダプティブ・マネジメント)に努める。

注)順応的管理：生態系のように予測が困難な対象を取り扱うための考え方で、ここでは河川整備計画にのっとり実施する事業に対して自然からの応答を注意深くモニタリングし、その結果を踏まえて柔軟に行う管理のことを指す。

1-3-2 河川整備計画の対象区間

本河川整備計画は、河川管理者である北海道開発局長が河川法第 16 条の 2 に基づき、常呂川水系の指定区間外区間(国管理区間)及び河川法施行令第 2 条 7 号区間(以下「2 条 7 号区間」という。)を対象に定めるものである。本計画の対象区間を表 1-10 及び図 1-20 に示す。

表 1-10　河川整備計画の対象区間

河川名	区間			備考
	上流端(目標物)	下流端	延長(km)	
常呂川	北海道常呂郡置戸町字拓殖105番地先 (ポンオンネアンズ川の合流点)	海	86.4	指定区間外区間
	北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区71林班は小班地先の峰映橋下流端	左岸　北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区34林班へ小林班地先 右岸　北海道同町国有林置戸事業区68林班ち小班地先	5.1	
トコロホロナイ川	左岸　北海道北見市常呂町字福山154番地先 右岸　北海道同市同字159番地先	常呂川への合流点	1.5	2条7号区間
柴山沢川	左岸　北海道北見市常呂町字日吉116番地先 右岸　北海道同市同字115番地先	常呂川への合流点	0.9	2条7号区間
隈川	北海道北見市常呂町字日吉314番地先	常呂川への合流点	1.2	2条7号区間
ポン隈川	左岸　北海道北見市常呂町字日吉414番地先 右岸　北海道同市同字143番地先	常呂川への合流点	0.6	2条7号区間
キナチャウシナイ	北海道北見市端野町1区896番地先の万号橋下流端	常呂川への合流点	0.5	2条7号区間
小幡川	北海道北見市端野町1区280地先の常栄橋下流端	常呂川への合流点	2.0	2条7号区間
無加川	左岸　北海道北見市東相内町14番地の10地先 右岸　北海道同市豊地467番地先	常呂川への合流点	7.2	指定区間外区間
愛の川	北海道常呂郡置戸町字境野45番地先の網走本線鉄道橋下流端	常呂川への合流点	0.4	2条7号区間
上ホロカトコロ川	左岸　北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区39林班は小班地先 右岸　北海道同町国有林置戸事業区54林班い小班地先	常呂川への合流点	1.1	指定区間外区間

注)2条7号区間とは、指定区間外区間(国管理区間)の改良工事と一体として施行する必要があるため、河川法施行令第2条第7号に基づき、国が工事を施行する一級河川の指定区間(北海道管理区間)。

配慮し、常呂川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに市街地や畑作地帯及び森林地帯と調和した常呂川らしい水辺景観の保全・形成に努める。

また、人と川とのふれあいに関する整備に努めるとともに、良好な流域の環境や河川環境の保全を目指し、自然環境と共生する持続可能な地域社会の形成に寄与するよう努める。

【河川の維持について】

洪水等による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った維持管理を行う。また、地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築する。

河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的にモニタリングを行い、その状態の変化に応じた順応的管理~~注)~~(アダプティブ・マネジメント)に努める。

~~注)順応的管理：生態系のように予測が困難な対象を取り扱うための考え方で、ここでは河川整備計画にのっとり実施する事業に対して自然からの応答を注意深くモニタリングし、その結果を踏まえて柔軟に行う管理のことを指す。~~

1-3-2 河川整備計画の対象区間

本河川整備計画は、河川管理者である北海道開発局長が河川法第 16 条の 2 に基づき、常呂川水系の指定区間外区間(国管理区間)及び河川法施行令第 2 条 7 号区間(以下「2 条 7 号区間」という。)を対象に定めるものである。本計画の対象区間を表 1-10 及び図 1-20 に示す。

表 1-10　河川整備計画の対象区間

河川名	区間			備考
	上流端(目標物)	下流端	延長(km)	
常呂川	北海道常呂郡置戸町字拓殖105番地先 (ポンオンネアンズ川の合流点)	海	86.4	指定区間外区間
	北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区71林班は小班地先の峰映橋下流端	左岸　北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区34林班へ小林班地先 右岸　北海道同町国有林置戸事業区68林班ち小班地先	5.1	
トコロホロナイ川	左岸　北海道北見市常呂町字福山154番地先 右岸　北海道同市同字159番地先	常呂川への合流点	1.5	2条7号区間
柴山沢川	左岸　北海道北見市常呂町字日吉116番地先 右岸　北海道同市同字115番地先	常呂川への合流点	0.9	2条7号区間
隈川	北海道北見市常呂町字日吉314番地先	常呂川への合流点	1.2	2条7号区間
ポン隈川	左岸　北海道北見市常呂町字日吉414番地先 右岸　北海道同市同字143番地先	常呂川への合流点	0.6	2条7号区間
キナチャウシナイ	北海道北見市端野町1区896番地先の万号橋下流端	常呂川への合流点	0.5	2条7号区間
小幡川	北海道北見市端野町1区280地先の常栄橋下流端	常呂川への合流点	2.0	2条7号区間
無加川	左岸　北海道北見市東相内町14番地の10地先 右岸　北海道同市豊地467番地先	常呂川への合流点	7.2	指定区間外区間
愛の川	北海道常呂郡置戸町字境野45番地先の網走本線鉄道橋下流端	常呂川への合流点	0.4	2条7号区間
上ホロカトコロ川	左岸　北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区39林班は小班地先 右岸　北海道同町国有林置戸事業区54林班い小班地先	常呂川への合流点	1.1	指定区間外区間

注)2条7号区間とは、指定区間外区間(国管理区間)の改良工事と一体として施行する必要があるため、河川法施行令第2条第7号に基づき、国が工事を施行する一級河川の指定区間(北海道管理区間)。

常呂川水系河川整備計画(原案)

1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標

流況、利水の現況、動植物の保護・漁業、観光・景観、流水の清潔の保持等の各項目に必要な流量を考慮し、北見地点における必要な流量は、利水補給と相まって概ね 8m³/s の確保に努めることを目標とする。

なお、水利使用の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

表 1-13　流水の正常な機能を維持するため必要な流量

主要な地点	必要な流量
北見	概ね 8m³/s

(2) 河川水の適正な利用に関する目標

流水の補給施設、取排水施設における取排水及び流況の適正な管理を行うとともに、合理的な流水管理及び利用の促進に努める。

1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 河川環境の整備と保全に関する目標

河畔林及び水際については、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水面と整合を図りつつ、保全に努める。さらに、魚類等の生息・繁殖環境の保全・形成を図るため、移動の連続性確保及び産卵の場の保全に努める。

また、水質については、環境基準(BOD)を満足しているものの大腸菌群数が環境基準値を超えていることから、関係機関と連携・協働し、下水道等の関連事業による流域内からの汚濁負荷の軽減対策等に取り組み、環境基準を満たすよう現況水質の改善に努める。

更に、河口の沖合いのホタテの良好な漁場への影響等が指摘されているなど流域からの土砂流入による本川等の濁りの問題が顕在化していることから、同様に関係機関と連携・協働し、流域からの土砂流入の軽減に努める。

都市域や農業域を流れる常呂川らしい河川景観については、その保全に努めるとともに、周辺の景観と調和を図りつつ望ましい河川景観の保全に努める。

(2) 河川空間の利用に関する目標

常呂川の河川空間の利用の現状を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域住民や自治体との共通認識のもと秩序ある利用に努める。

また、河川空間は、人々が川や水辺とふれあい親しめる場として利用されるよう地域住民及び関係機関と連携し、その整備に努める。

常呂川水系河川整備計画(案)

1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標

流況、利水の現況、動植物の保護・漁業、観光・景観、流水の清潔の保持等の各項目に必要な流量を考慮し、北見地点における必要な流量は、利水補給と相まって概ね 8m³/s の確保に努めることを目標とする。

なお、水利使用の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

表 1-13　流水の正常な機能を維持するため必要な流量

主要な地点	必要な流量
北見	概ね 8m³/s

(2) 河川水の適正な利用に関する目標

流水の補給施設、取排水施設における取排水及び流況の適正な管理を行うとともに、合理的な流水管理及び利用の促進に努める。

1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 河川環境の整備と保全に関する目標

河畔林及び水際については、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水面と整合を図りつつ、保全に努める。さらに、魚類等の生息・繁殖環境の保全・形成を図るため、移動の連続性確保及び産卵の場の保全に努める。

また、水質~~については、環境基準~~(BOD)~~を満足している~~は、概ね環境基準値程度で推移しているものの大腸菌群数が環境基準値を超えていることから、関係機関と連携・協働し、下水道等の関連事業による流域内からの汚濁負荷の軽減対策等に取り組み、環境基準を満たすよう現況水質の改善に努める。

更に、河口の沖合いのホタテの良好な漁場への影響等が指摘されているなど流域からの土砂流入による本川等の濁りの問題が顕在化していることから、同様に関係機関と連携・協働し、流域からの土砂流入の軽減に努める。

都市域や農業域を流れる常呂川らしい河川景観については、その保全に努めるとともに、周辺の景観と調和を図りつつ望ましい河川景観の保全に努める。

(2) 河川空間の利用に関する目標

常呂川の河川空間の利用の現状を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域住民や自治体との共通認識のもと秩序ある利用に努める。

また、河川空間は、人々が川や水辺とふれあい親しめる場として利用されるよう地域住民及び関係機関と連携し、その整備に努める。

常呂川水系河川整備計画（原案）

2）河道の掘削等

河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下できるよう掘削を行う。なお、掘削に当たっては、河岸の浸食による土砂供給を防ぐため植生の回復などによる河岸の保全を行うなど、河道の安定性に配慮するとともに、魚類や鳥類等の生息・繁殖の場となっている水際部、瀬と淵、河畔林等の保全に努める。

表 2-2　河道の掘削（河道断面の確保対策）に係る施工の場所等

河川名	施 工 の 場 所
常呂川	KP 8.8～KP27.2
	KP54.2～KP55.8
無加川	KP 0.6～KP 1.0

2 条 7 号区間については、計画的に整備・移管を行うため道管理区間との整合性を確保し、必要な整備を行う。

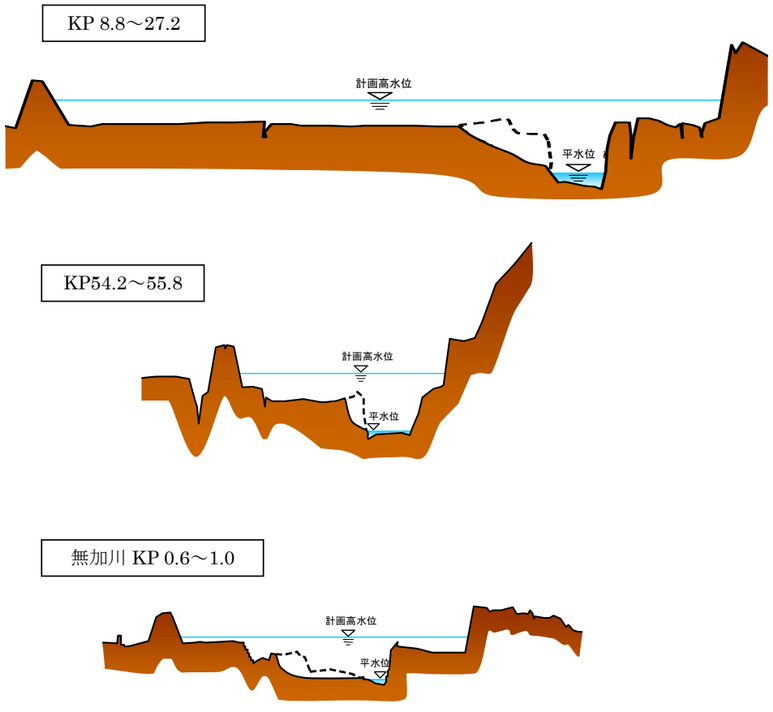

図 2-2 河道の掘削等による流下能力確保のイメージ図

常呂川水系河川整備計画（案）

2）河道の掘削等

河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下できるよう掘削を行う。なお、掘削に当たっては、河岸の浸食による土砂供給を防ぐため植生の回復などによる河岸の保全を行うなど、河道の安定性に配慮するとともに、魚類や鳥類等の生息・繁殖の場となっている水際部、瀬と淵、河畔林等~~の保全~~を保全するとともに、かつての常呂川の河川環境の復元に努める。

表 2-2　河道の掘削（河道断面の確保対策）に係る施工の場所等

河川名	施 工 の 場 所
常呂川	KP 8.8～KP27.2
	KP54.2～KP55.8
無加川	KP 0.6～KP 1.0

2 条 7 号区間については、計画的に整備・移管を行うため道管理区間との整合性を確保し、必要な整備を行う。

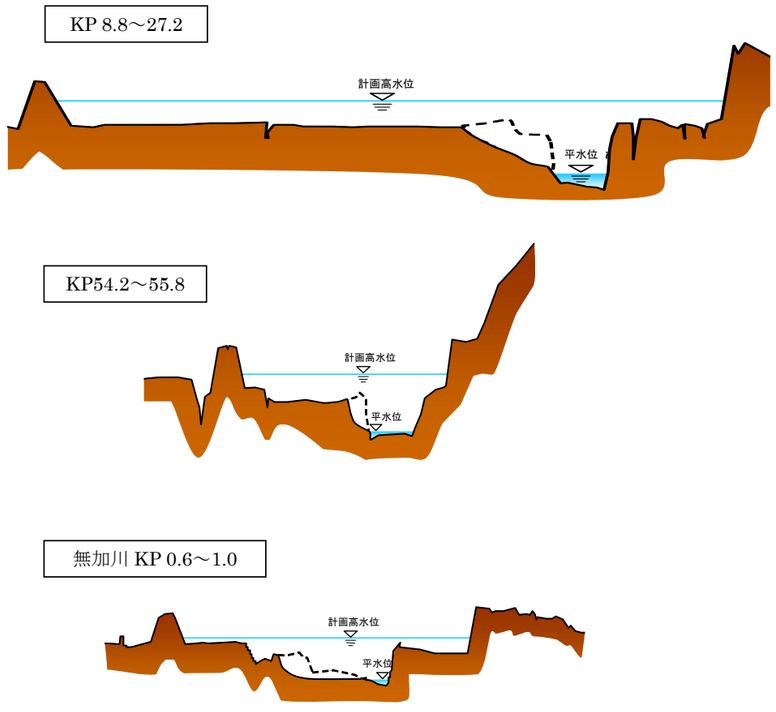

図 2-2 河道の掘削等による流下能力確保のイメージ図

注）実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合内容が変更となる場合がある。

図 2-3　堤防の整備、河道の掘削等を実施する区間

常呂川水系河川整備計画（案）

注）実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合内容が変更となる場合がある。

図 2-3　堤防の整備、河道の掘削等を実施する区間

40

常呂川水系河川整備計画（原案）

(3) 広域防災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。

1) 水防拠点等の整備

災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや土砂、麻袋等の緊急用資機材の備蓄基地を整備する。なお、平常時においても、関係機関と連携し、防災教育等の場としての活用を図る。

また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土地利用を考慮して計画的に整備する。

表 2-3　水防拠点の整備の内容

河川名	主な整備の内容
常呂川流域	水防作業ヤード 緊急用資機材備蓄基地等

2) 車両交換所の整備

迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動を実施するため、必要に応じ水防資機材運搬車両等の方向転換場所（車両交換所）を計画的に整備する。

3) 光ファイバー網等の整備

迅速かつ効果的な洪水対応及び危機管理対策を行うため、北見市に続き、新たに訓子府町、置戸町への接続などの光ファイバー網の整備を行うとともに、観測設備、監視カメラの設置を行い、水位、雨量、画像等の河川情報を収集する。その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動及び避難誘導等への活用を支援する。

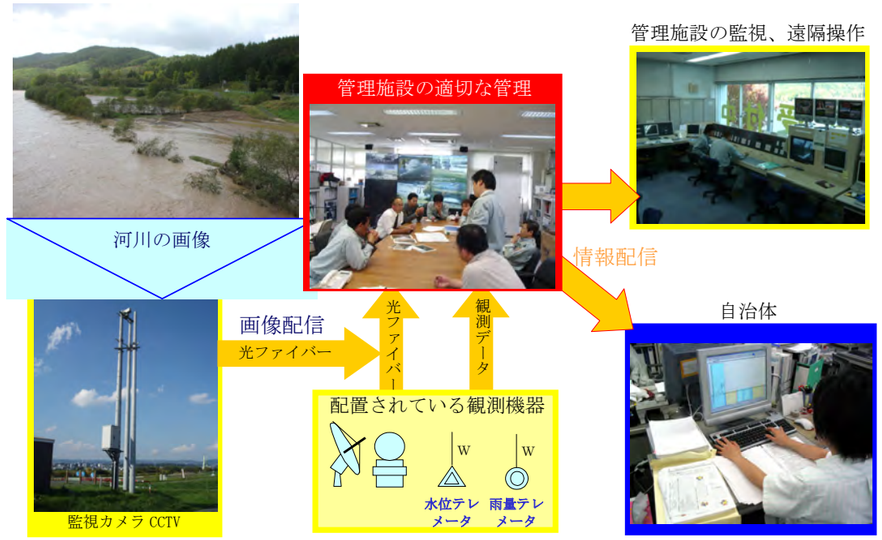

図 2-5　光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図

常呂川水系河川整備計画（案）

(3) 広域防災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。

1) 水防拠点等の整備

災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや土砂、麻袋等の緊急用資機材の備蓄基地を整備する。なお、平常時においても、関係機関と連携し、防災教育等の場としての活用を図る。

また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土地利用を考慮して計画的に整備する。

表 2-3　水防拠点の整備の内容

河川名	主な整備の内容
常呂川流域	水防作業ヤード 緊急用資機材備蓄基地等

2) 車両交換所の整備

迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動を実施するため、必要に応じ水防資機材運搬車両等の方向転換場所（車両交換所）を計画的に整備する。

3) 光ファイバー網等の整備

迅速かつ効果的な洪水対応及び危機管理対策を行うため、北見市に続き、新たに訓子府町、置戸町への接続などの光ファイバー網の整備を行うとともに、観測設備、監視カメラの設置を行い、水位、雨量、画像等の河川情報を収集する。その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動及び避難誘導等への活用を支援する。

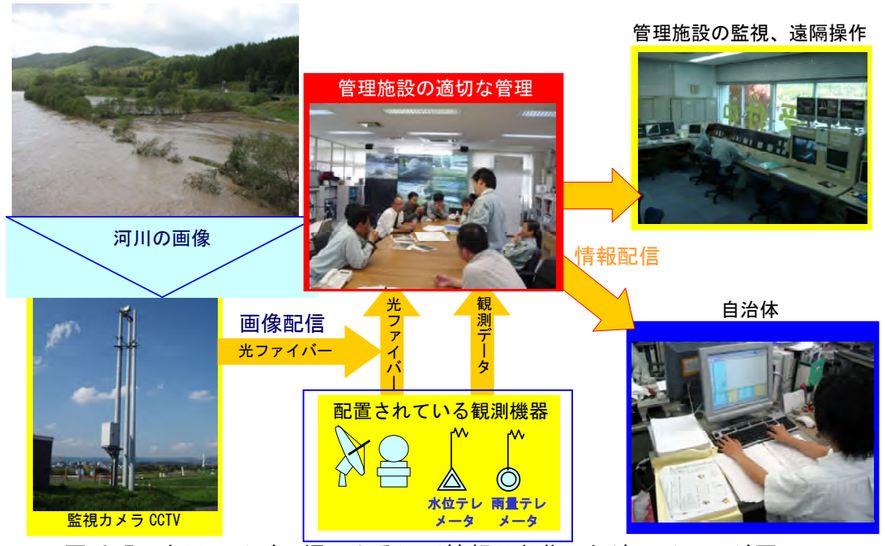

図 2-5　光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図

常呂川水系河川整備計画（原案）

(2) 魚類等の移動の連続性

常呂川では、サケ、マス等の遡河性の魚類が生息・繁殖しており、これらの生息・繁殖環境を保全するためには、流況や河床材料等への配慮に加え、移動の連続性を確保することが重要である。

このため、頭首工等においては今後も施設管理者と調整・連携し、魚道の管理等、魚類等の移動の連続性を確保し、これらの良好な生息・繁殖環境の保全に努める。

(3) 河川景観の保全と形成

河川景観については、流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全と形成に努めることを基本とする。

常呂川流域は、山地、農地が占める割合が高く、それら地域の景観と調和する常呂川らしい河川景観の保全に努める。

具体的には次のように河川景観の保全に努める。

仁頃川合流点より下流では、河道掘削後の河岸植生の早期回復を図るとともに、河川環境に配慮しながら、畑作地帯と調和した常呂川らしい地域景観の形成に努める。

常呂川や無加川を横断する橋梁は、常呂川と市街地の街並みや畑作地帯の景観の広がりを望む視点場ともなることから、その眺望に配慮しつつ地域と連携し良好な河川景観の保全と形成に努める。

また、河川景観の構成要素となる樋門等構造物の形態及び素材・色彩等のデザインは、不必要に目立たせることを避け、周辺の河川景観に馴染ませるよう努めるとともに、関係機関と連携を図り総合的な河川景観の形成に努める。

端野大橋上流の眺望
（北見市端野の畑作地帯）

北見ヶ丘展望台から常呂川を望む眺望
（北見市街）

常呂川の河川景観

常呂川水系河川整備計画（案）

(2) 魚類等の移動の連続性

常呂川では、サケ、マス等の遡河性の魚類が生息・繁殖しており、これらの生息・繁殖環境を保全するためには、流況や河床材料等への配慮に加え、移動の連続性を確保することが重要である。

このため、頭首工等においては今後も施設管理者と調整・連携し、魚道の管理等、魚類等の移動の連続性を確保~~し~~するとともに、河道掘削に際しては、支川と本川の段差の解消に配慮するなど、これらの良好な生息・繁殖環境の保全に努める。

(3) 河川景観の保全と形成

河川景観については、流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全と形成に努めることを基本とする。

常呂川流域は、山地、農地が占める割合が高く、それら地域の景観と調和する常呂川らしい河川景観の保全に努める。

具体的には次のように河川景観の保全に努める。

仁頃川合流点より下流では、河道掘削後の河岸植生の早期回復を図るとともに、河川環境に配慮しながら、畑作地帯と調和した常呂川らしい地域景観の形成に努める。

常呂川や無加川を横断する橋梁は、常呂川と市街地の街並みや畑作地帯の景観の広がりを望む視点場ともなることから、その眺望に配慮しつつ地域と連携し良好な河川景観の保全と形成に努める。

また、河川景観の構成要素となる樋門等構造物の形態及び素材・色彩等のデザインは、不必要に目立たせることを避け、周辺の河川景観に馴染ませるよう努めるとともに、関係機関と連携を図り総合的な河川景観の形成に努める。

端野大橋上流の眺望
（北見市端野の畑作地帯）

北見ヶ丘展望台から常呂川を望む眺望
（北見市街）

常呂川の河川景観

常呂川水系河川整備計画(原案)

2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2-2-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

利水上、環境上の機能と合わせ、治水上の安全・安心機能を実現・維持するために、河川の状況に応じた的確な維持管理を実施する。また、地域住民や NPO、自治体等と積極的に連携・協働し、共有化した情報を水防活動等に役立てるなど、地域防災力の向上を支援する。

河川はその状態が水象・気象により大きく変化する自然公物であり、堤防は、構成する土の品質が不均一であるという特性を有することから、河川全体の管理水準の向上を確実なものとするため普段から継続的に調査・点検を行い、その結果に基づいて維持管理を 365 日、日々実施する必要がある。このため、河川の状態の変化に対応できるよう、5 年間程度の維持管理の内容を定める「河川維持管理計画」を策定するとともに、年間の維持管理スケジュールを定める「河川維持管理実施計画」を策定し、それらに基づき調査・点検を実施し、状況把握・診断を加え、維持・補修を行った結果を評価して、次年度の「河川維持管理実施計画」に反映する「サイクル型維持管理体系」を構築する。

また、持続的に河川の変化を把握・分析し、その結果を河川カルテなどに取りまとめるとともに、データベース化することにより、今後の適切な維持管理の実施につなげる。

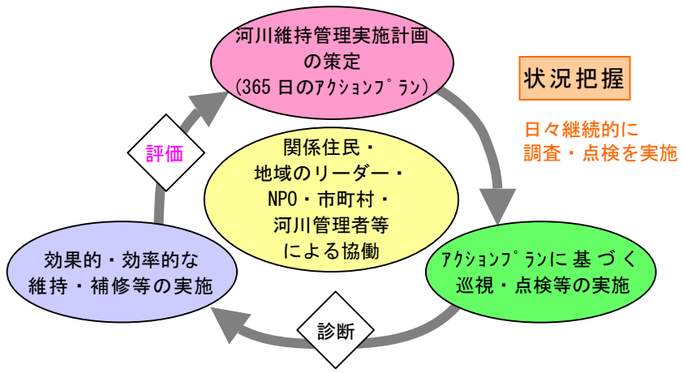

図 2-8 サイクル型維持管理体系のイメージ

常呂川水系河川整備計画(案)

2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2-2-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

利水上、環境上の機能と合わせ、治水上の安全・安心機能を実現・維持するために、河川の状況に応じた的確な維持管理を実施する。また、地域住民や NPO、自治体等と積極的に連携・協働し、共有化した情報を水防活動等に役立てるなど、地域防災力の向上を支援する。

河川はその状態が水象・気象により大きく変化する自然公物であり、堤防は、構成する土の品質が不均一であるという特性を有することから、河川全体の管理水準の向上を確実なものとするため普段から継続的に調査・点検を行い、その結果に基づいて維持管理を 365 日、日々実施する必要がある。このため、河川の状態の変化に対応できるよう、5 年間程度の維持管理の内容を定める「河川維持管理計画」を策定するとともに、年間の維持管理スケジュールを定める「河川維持管理実施計画」を策定し、それらに基づき調査・点検を実施し、状況把握・診断を加え、維持・補修を行った結果を評価して、次年度の「河川維持管理実施計画」に反映する「サイクル型維持管理体系」を構築する。

また、持続的に河川の変化を把握・分析し、その結果を河川カルテなどに取りまとめるとともに、データベース化することにより、今後の適切な維持管理や河川工事の実施につなげる。

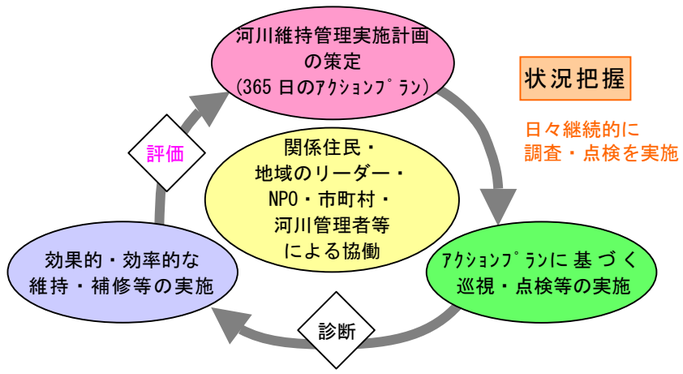

図 2-8 サイクル型維持管理体系のイメージ

常呂川水系河川整備計画（原案）

1）河川情報の収集・提供

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳を整備・保管する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用等の河川管理に資する情報とともに、河川水辺の国勢調査により河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化を進める。

また、既存の無線システム及び光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位、ダムの貯水位、放流量などに加え画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータ等の河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用及び洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網やインターネット等の情報通信網等を用い、関係機関及び住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。

更に、河川整備に当たっては必要に応じて事前・事後調査を実施し、その影響の把握に努め、調査、研究成果等の保存・蓄積を図る。

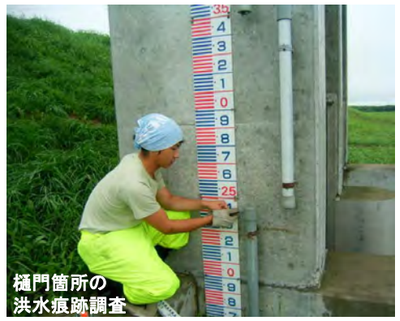

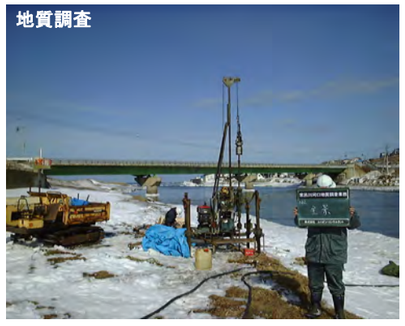

植物調査

河川情報の収集のための調査

常呂川水系河川整備計画（案）

1）河川情報の収集・提供

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳を整備・保管する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用等の河川管理に資する情報とともに、河川水辺の国勢調査により河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。収集した情報は、気象状況の変化等に応じた検討にも供するための長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化を進める。

また、既存の無線システム及び光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位、ダムの貯水位、放流量などに加え画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータ等の河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用及び洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網やインターネット等の情報通信網等を用い、関係機関及び住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。

更に、河川整備に当たっては必要に応じて事前・事後調査を実施し、その影響の把握に努め、調査、研究成果等の保存・蓄積を図る。

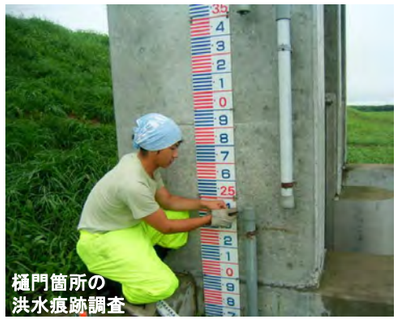

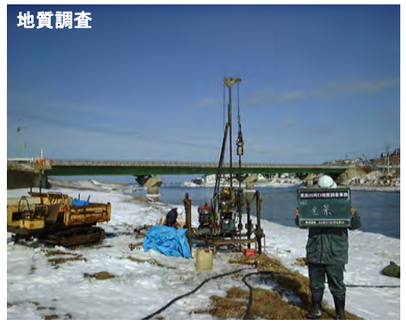

植物調査

河川情報の収集のための調査

常呂川水系河川整備計画(原案)

a) 堤防及び河道の維持管理

ｱ) 堤防の維持管理

堤防の機能を維持するとともに、亀裂・法崩れ等の異常を早期に発見するため、堤防の除草を行う。除草時期及び頻度は、堤防植生の状況及び周辺の環境を考慮して適正に選定する。

河川巡視等により、堤防天端、法面、取付け道路、階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は、速やかに補修を行う。

表 2-4　堤防の延長

河川名	延長(km)
常呂川	109.0
無加川	12.5
2 条 7 号区間 (愛の川外 7 河川)	7.1

(平成 18 年 3 月末現在)

堤防天端の補修

堤防の除草

ｲ) 河道内樹木の管理

河道内の樹木は、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を形成する等、多様な機能を有している。一方、洪水時には水位の上昇や流木の発生の原因となる。

このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下に支障とならない様、河道内樹木を適切に管理するものとする。

樹木の管理に当たっては、極力、樹木が繁茂する前に伐採を行うよう、努めるものとする。一方、保全が必要な樹木や生態系への影響が大きい樹木については、間伐や枝打ち等を行うものとする。

なお、樹木の大きさや密度等を踏まえた効果的な樹木管理方法について、引き続き調査・検討を進める。

常呂川水系河川整備計画(案)

a) 堤防及び河道の維持管理

ｱ) 堤防の維持管理

堤防の機能を維持するとともに、亀裂・法崩れ等の異常を早期に発見するため、堤防の除草を行う。除草時期及び頻度は、堤防植生の状況及び周辺の環境を考慮して適正に選定する。

河川巡視等により、堤防天端、法面、取付け道路、階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は、速やかに補修を行う。

表 2-4　堤防の延長

河川名	延長(km)
常呂川	109.0
無加川	12.5
2 条 7 号区間 (愛の川外 7 河川)	7.1

(平成 18 年 3 月末現在)

堤防天端の補修

堤防の除草

ｲ) 河道内樹木の管理

河道内の樹木は、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を形成する等、多様な機能を有している。一方、洪水時には水位の上昇や流木の発生の原因となる。

このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下に支障とならない様、河道内樹木を適切に管理するものとする。

樹木の管理に当たっては、極力、樹木が繁茂する前に伐採を行うよう、努めるものとする。一方、保全が必要な樹木や生態系への影響が大きい樹木については、~~間伐~~間引きや枝打ち等を行うものとする。

なお、樹木の大きさや密度等を踏まえた効果的な樹木管理方法について、引き続き調査・検討を進める。

常呂川水系河川整備計画（原案）

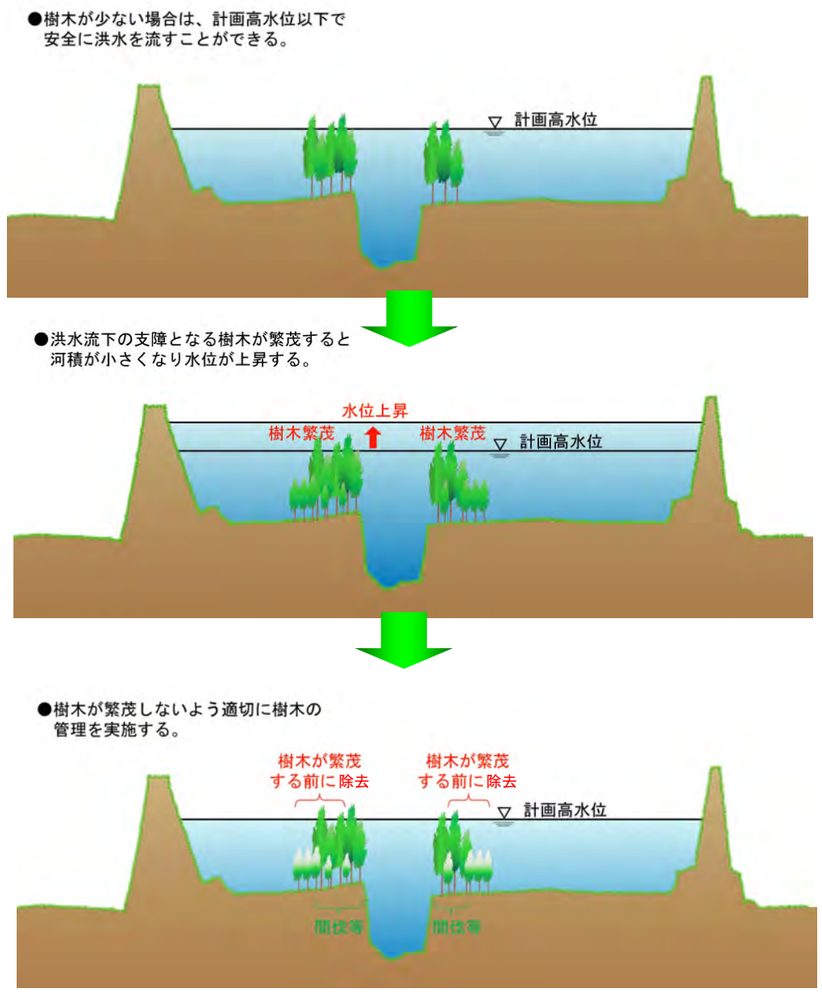

図 2-10 河道内樹木の保全イメージ図

ｳ)　河道の維持管理

定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、河川の利用状況、土砂堆積や河床低下等の河道状況を把握するとともに、その状況に応じ適切に措置する。

土砂や流木が堆積し洪水の流下の支障となる箇所は河道整正等を実施し、河床洗掘等により既設護岸が破損するなど、機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は、適切な方法により補修する。

常呂川水系河川整備計画（案）

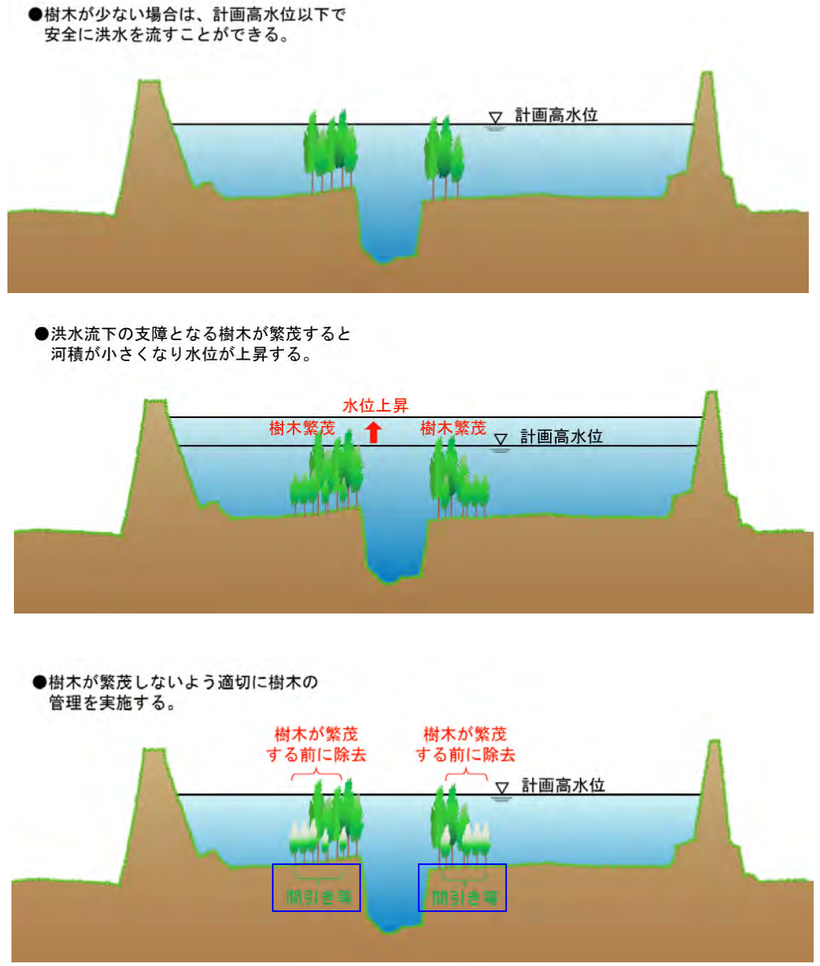

図 2-10 河道内樹木の保全イメージ図

ｳ)　河道の維持管理

定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、河川の利用状況、土砂堆積や河床低下等の河道状況を把握するとともに、その状況に応じ適切に措置する。

土砂や流木が堆積し洪水の流下の支障となる箇所は河道整正等を実施し、河床洗掘等により既設護岸が破損するなど、機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は、適切な方法により補修する。

常呂川水系河川整備計画(原案)

(2) 危機管理体制の整備

1) 災害時の巡視体制

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はその恐れのある場合は、迅速かつ的確な巡視を行う。

2) 水防団等との連携

洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「常呂川水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等水防体制の充実を図る。また、協議会は、土砂、麻袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。

さらに、洪水時には水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化の支援に努める。

水防活動の状況（北見市）

3) 洪水予報、水防警報

常呂川(国管理区間)は「洪水予報指定河川」に指定されており、気象台と共同して洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、洪水被害の軽減を図る。

また、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図る。雨量や水位及び洪水予報などの災害に関する情報について、洪水予報文を避難行動との関連が分かりやすく改善したほか、既存の量水標に加え、樋門等を活用して量水標を設置して危険の度合い応じて着色するなど、関係自治体、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、住民に迅速かつわかりやすい情報の提供に努める。

洪水予報：　〔常呂川はん濫(注意、警戒、危険、発生)情報〕洪水のおそれがあると認められるとき、網走地方気象台と共同で洪水の状況・予測水位等を示し関係機関や市町村に伝達するとともに、メディアを通じて直接住民に知らせる情報。

水防警報：　水防活動が必要な場合に、北海道、水防管理団体である市町村を通じ水防団等に水防活動の指示を与えることを目的とする情報。

常呂川水系河川整備計画(案)

(2) 危機管理体制の整備

1) 災害時の巡視体制

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はその恐れのある場合は、迅速かつ的確な巡視を行う。

2) 水防団等との連携

洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる~~「常呂川水防連絡協議会」~~「網走開発建設部管内一級河川水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等水防体制の充実を図る。また、協議会は、土砂、麻袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。

さらに、洪水時には水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化の支援に努める。

水防活動の状況（北見市）

3) 洪水予報、水防警報

常呂川(国管理区間)は「洪水予報指定河川」に指定されており、気象台と共同して洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、洪水被害の軽減を図る。

また、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図る。雨量や水位及び洪水予報などの災害に関する情報について、洪水予報文を避難行動との関連が分かりやすく改善したほか、既存の量水標に加え、樋門等を活用して量水標を設置して危険の度合い応じて着色するなど、関係自治体、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、住民に迅速かつわかりやすい情報の提供に努める。

洪水予報：　〔常呂川はん濫(注意、警戒、危険、発生)情報〕洪水のおそれがあると認められるとき、網走地方気象台と共同で洪水の状況・予測水位等を示し関係機関や市町村に伝達するとともに、メディアを通じて直接住民に知らせる情報。

水防警報：　水防活動が必要な場合に、北海道、水防管理団体である市町村を通じ水防団等に水防活動の指示を与えることを目的とする情報。

常呂川水系河川整備計画(原案)

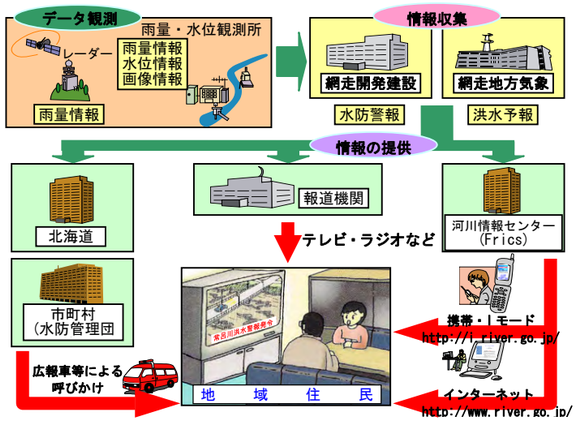

図 2-11　洪水予報の伝達のイメージ図

わかりやすい量水標

4) 水災防止体制

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制及び連絡体制の一層の強化を図る。

洪水時の河川の状況及び氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の水災防止活動を効果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位等の河川情報をよりわかりやすい情報として伝達するとともに、地域の実情に詳しい方等から現地の状況等を知らせていただく等、様々な情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自主防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を支援する。

さらに、地域住民や関係機関と連携し、洪水時の河川の状況や氾濫の状況を周知することにより、洪水の被害の軽減に努める。

5) 地域防災力の向上

災害が発生した場合でも被害を最小化する「減災」は自助・共助・公助がバランスよく機能してはじめて達成されるものであることを踏まえ、引き続き洪水ハザードマップ注)の充実及び活用に関する技術的支援や地域防災に関する啓発活動等への支援を行い、地域の防災力の向上を図る。

水防法の規定により、自治体においては洪水予報等の伝達方法を住民に周知させ、水災による被害の軽減を図るため、これらの事項を記載したハザードマップ等の公表・配布その他の必要な措置を講じなければならないとされている。現在、関係する流域の洪水ハザードマップの公表は完了しているが、今後も災害情報普及支援室等の活動を通じ市町村の洪水ハザードマップの充実のための支援や住民への普及促進の支援を積極的に行う。

常呂川水系河川整備計画(案)

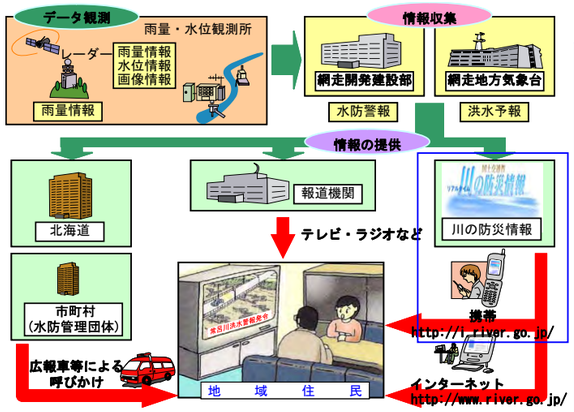

図 2-11　洪水予報の伝達のイメージ図

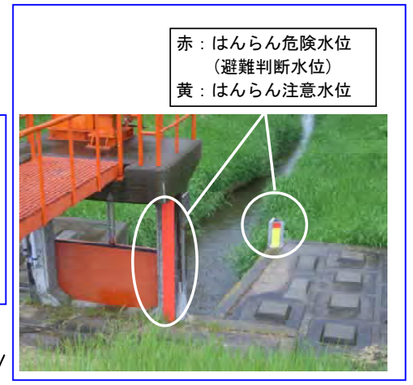

わかりやすい量水標

4) 水災防止体制

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制及び連絡体制の一層の強化を図る。

洪水時の河川の状況及び氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の水災防止活動を効果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位等の河川情報をよりわかりやすい情報として伝達するとともに、地域の実情に詳しい方等から現地の状況等を知らせていただく等、様々な情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自主防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を支援する。

さらに、地域住民や関係機関と連携し、洪水時の河川の状況や氾濫の状況を周知することにより、洪水の被害の軽減に努める。

5) 地域防災力の向上

災害が発生した場合でも被害を最小化する「減災」は自助・共助・公助がバランスよく機能してはじめて達成されるものであることを踏まえ、引き続き洪水ハザードマップ注)の充実及び活用に関する技術的支援や地域防災に関する啓発活動等への支援を行い、地域の防災力の向上を図る。

水防法の規定により、自治体においては洪水予報等の伝達方法を住民に周知させ、水災による被害の軽減を図るため、これらの事項を記載したハザードマップ等の公表・配布その他の必要な措置を講じなければならないとされている。現在、関係する流域の洪水ハザードマップの公表は完了しているが、今後も災害情報普及支援室等の活動を通じ市町村の洪水ハザードマップの充実のための支援や住民への普及促進の支援を積極的に行う。

常呂川水系河川整備計画(原案)

2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

(1)水質の保全・改善

水質の保全に当たっては、常呂川の水質(BOD)は、現状では環境基準を満足しているものの、大腸菌群数は環境基準を超えている。このため、平成 14 年度より「第 2 期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」事業の対象河川となり、この計画に基づき、公共下水道事業及び農業集落排水処理事業の整備促進による流域内から供給される汚濁負荷の軽減、浄化ブロックや水生植物による水質浄化対策による河川内での汚濁負荷削減、鹿ノ子ダムの運用見直しによる流況の改善に取り組むなど、関係機関と連携し、現況水質の改善に努める。

また、流域からの土砂流入による本川等の濁りについては、耕作されている堤外民地について、買収を含め対策を検討するとともに、関係機関等と連携して取りまとめた「常呂川の水をきれいにしたいね！ ～流域からの土砂流出を防止・軽減!!～」(平成 19 年常呂川の濁水に関する流域検討会)に基づき、簡易的な舗装に使用する流木チップを河川管理者が提供することなど、関係機関等で土砂の流出に関する対策の実施及び情報交換等を行い、流域からの土砂流入の軽減に努める。

その際、流域から発生する土砂については、十分その機構が解明されておらず、海域への影響も含め、引き続き調査・研究を進める。

また、河口付近の土砂の堆積等は、洪水時に、直接海域への土砂供給に影響を与えることから、維持管理にあたっては十分留意する。

更に、定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り、現況水質の維持に努める。

(2)水質事故への対応

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与える。このため、「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故訓練等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実を図る。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。また、定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材は補充する。

(3)渇水への対応

渇水による取水制限は、制限の程度に応じて地域住民の生活や社会活動等に大きな影響を与える。このため、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実を図る。取水制限が必要となった場合には、常呂川水系流域水利用協議会等を通じ、渇水調整の

常呂川水系河川整備計画(案)

2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

(1)水質の保全・改善

水質の保全に当たっては、常呂川の水質(BOD)は、~~現状では環境基準を満足~~概ね環境基準値程度で推移しているものの、大腸菌群数は環境基準を超えている。このため、平成 14 年度より「第 2 期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」事業の対象河川となり、この計画に基づき、公共下水道事業及び農業集落排水処理事業の整備促進による流域内から供給される汚濁負荷の軽減、浄化ブロックや水生植物による水質浄化対策による河川内での汚濁負荷削減、鹿ノ子ダムの運用見直しによる流況の改善に取り組むなど、~~関係機関~~北海道及び流域市町などと連携し、現況水質の改善に努める。

また、流域からの土砂流入による本川等の濁りについては、耕作されている堤外民地について、買収を含め対策を検討するとともに、関係機関等と連携して取りまとめた「常呂川の水をきれいにしたいね！ ～流域からの土砂流出を防止・軽減!!～」(平成 19 年常呂川の濁水に関する流域検討会)に基づき、~~簡易的な舗装に使用する流木チップを河川管理者が提供することなど、~~関係機関等で土砂の流出に関する対策の実施及び情報交換等を行い、流域からの土砂流入の軽減に努める。

その際、流域から発生する土砂については、十分その機構が解明されておらず、海域への影響も含め、引き続き調査・研究を進める。

また、河口付近の土砂の堆積等は、洪水時に、直接海域への土砂供給に影響を与えることから、維持管理にあたっては十分留意する。

更に、定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り、現況水質の維持に努める。

(2)水質事故への対応

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与える。このため、「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故訓練等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実を図る。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。また、定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材は補充する。

(3)渇水への対応

渇水による取水制限は、制限の程度に応じて地域住民の生活や社会活動等に大きな影響を与える。このため、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実を図る。取水制限が必要となった場合には、常呂川水系~~流域水利用~~常呂川渇水調整協議会等を通じ、渇水調整の

常呂川水系河川整備計画（原案）

常呂川水系　計画平面図

常呂川水系河川整備計画（案）

常呂川水系　計画平面図

常呂川水系河川整備計画(原案)

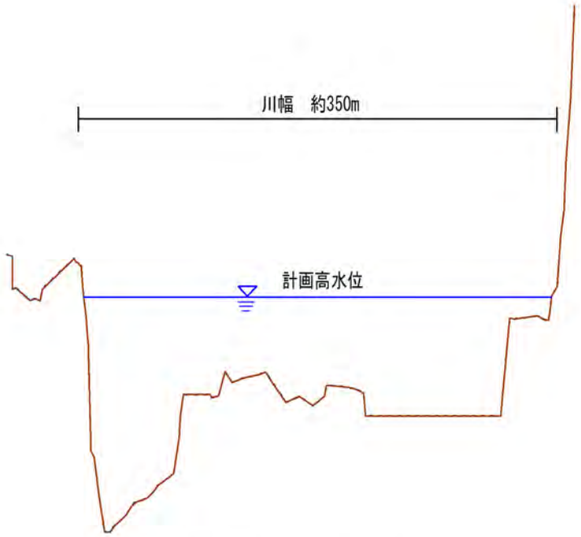

常呂川 KP 1.0 付近（河口地点）

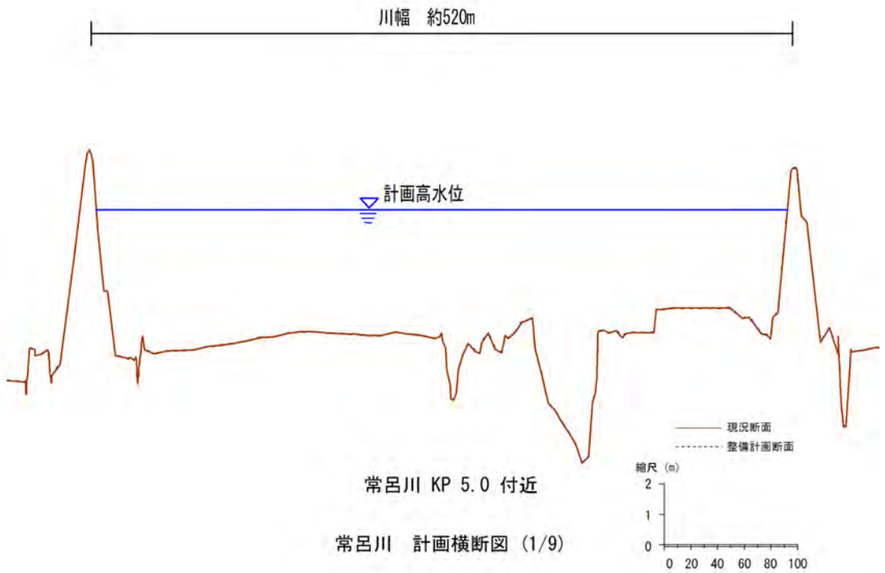

常呂川 KP 5.0 付近

常呂川　計画横断図（1/9）

常呂川水系河川整備計画(案)

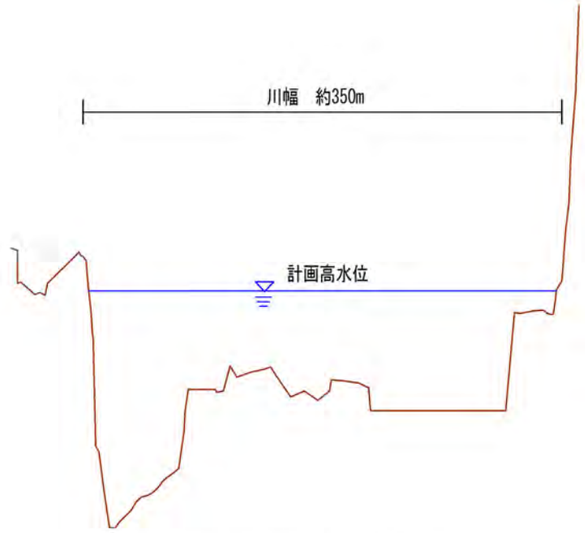

常呂川 KP 1.0 付近（河口地点）

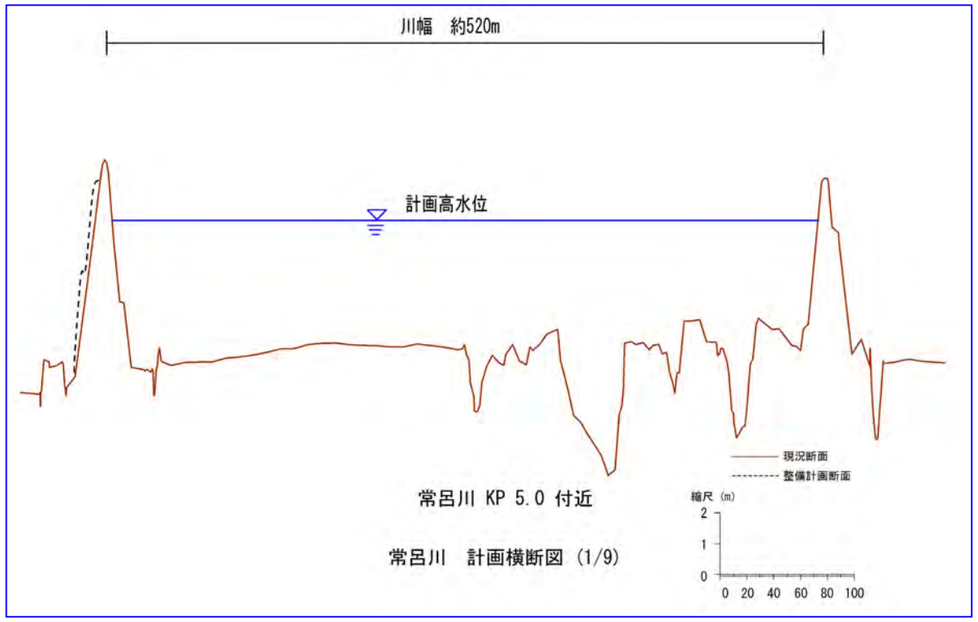

常呂川 KP 5.0 付近

常呂川　計画横断図（1/9）

常呂川水系河川整備計画(原案)

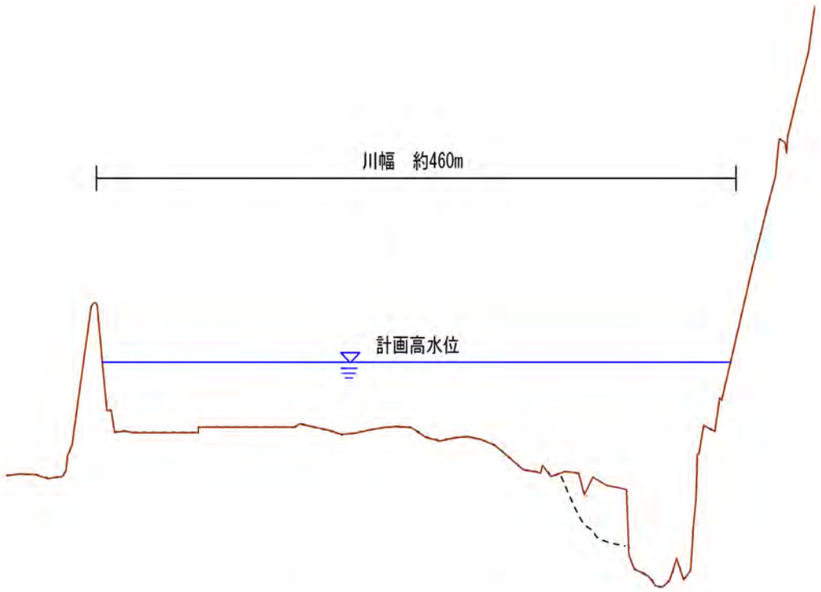

常呂川 KP10.0 付近

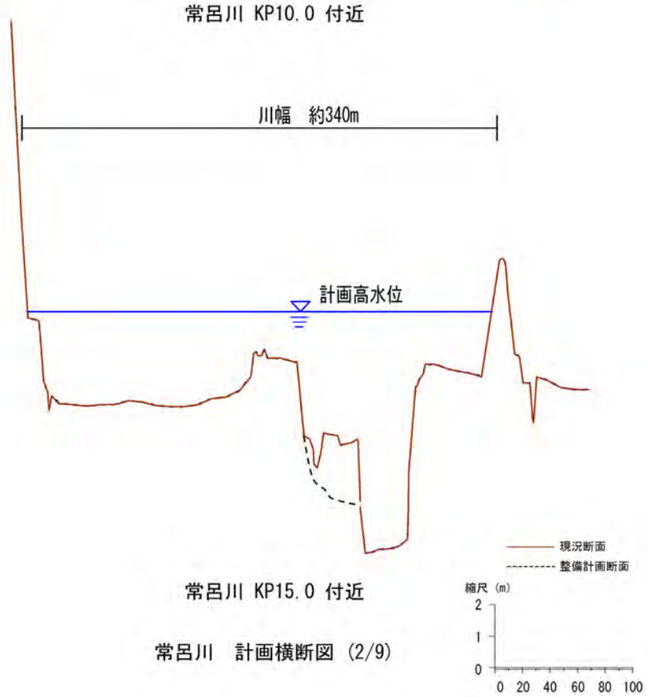

常呂川 KP15.0 付近

常呂川　計画横断図 (2/9)

常呂川水系河川整備計画(案)

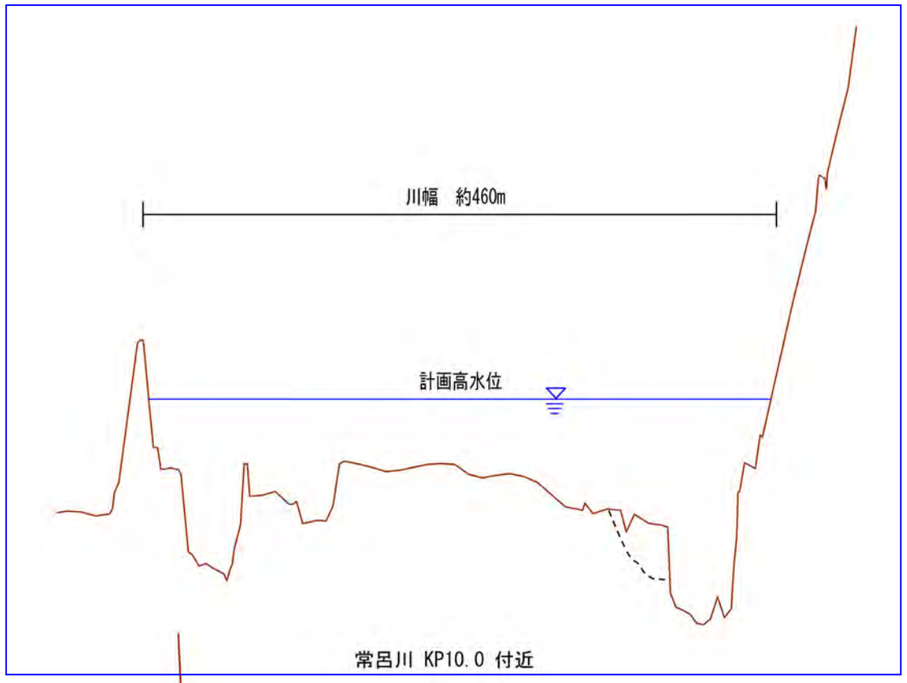

常呂川 KP10.0 付近

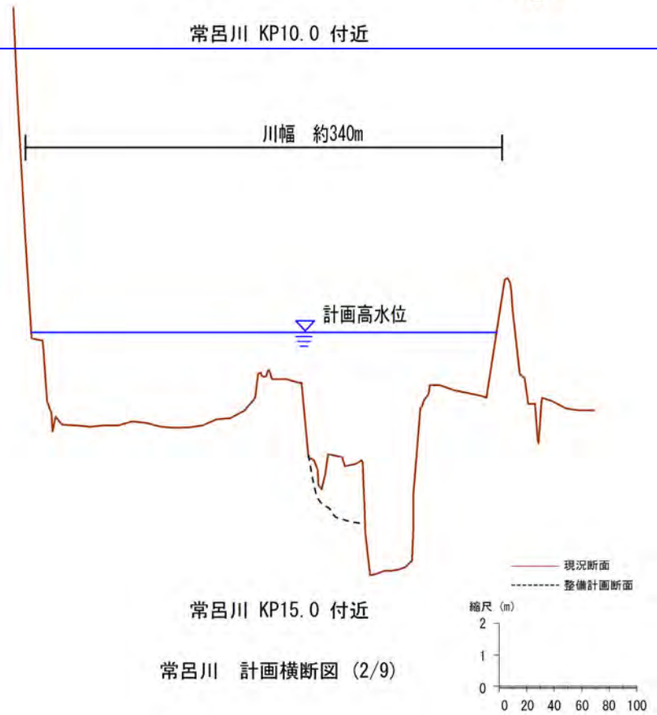

常呂川 KP15.0 付近

常呂川　計画横断図 (2/9)

常呂川水系河川整備計画(原案)	常呂川水系河川整備計画(案)
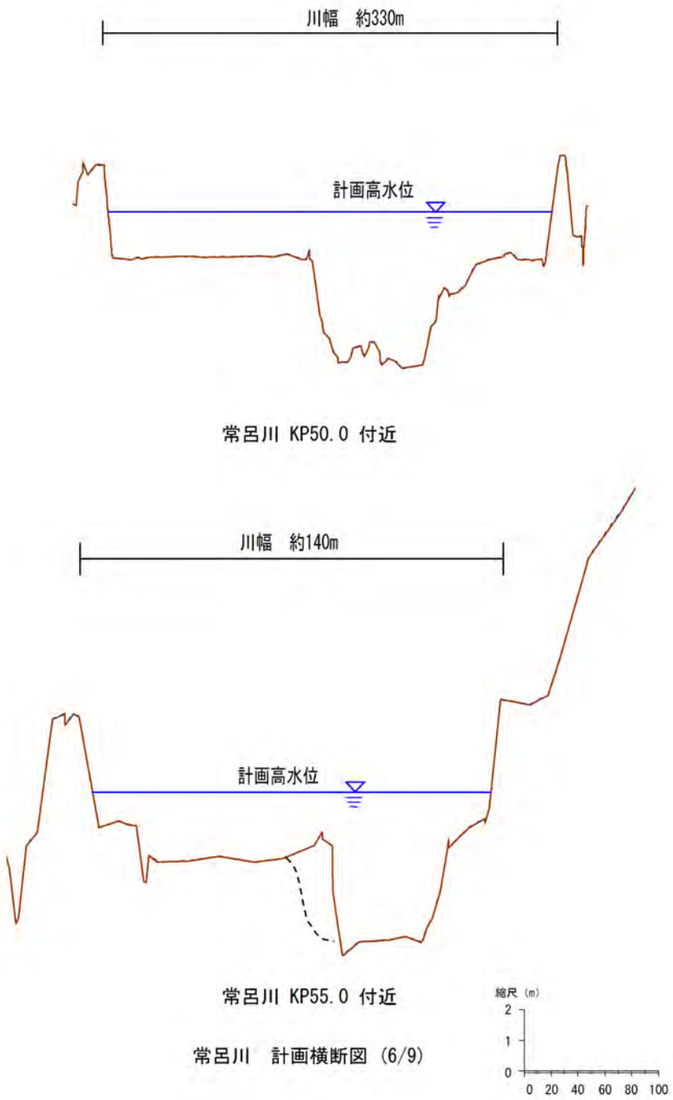 常呂川　計画横断図（6/9）	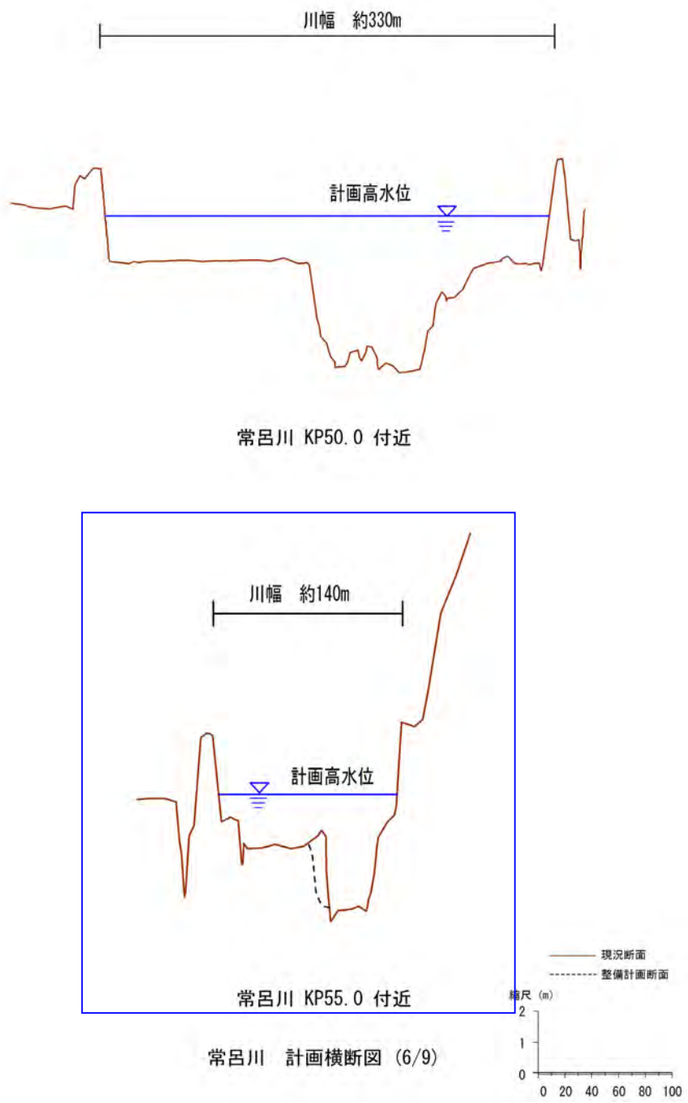 常呂川　計画横断図（6/9）
附-9	附-9

常呂川水系河川整備計画(原案)

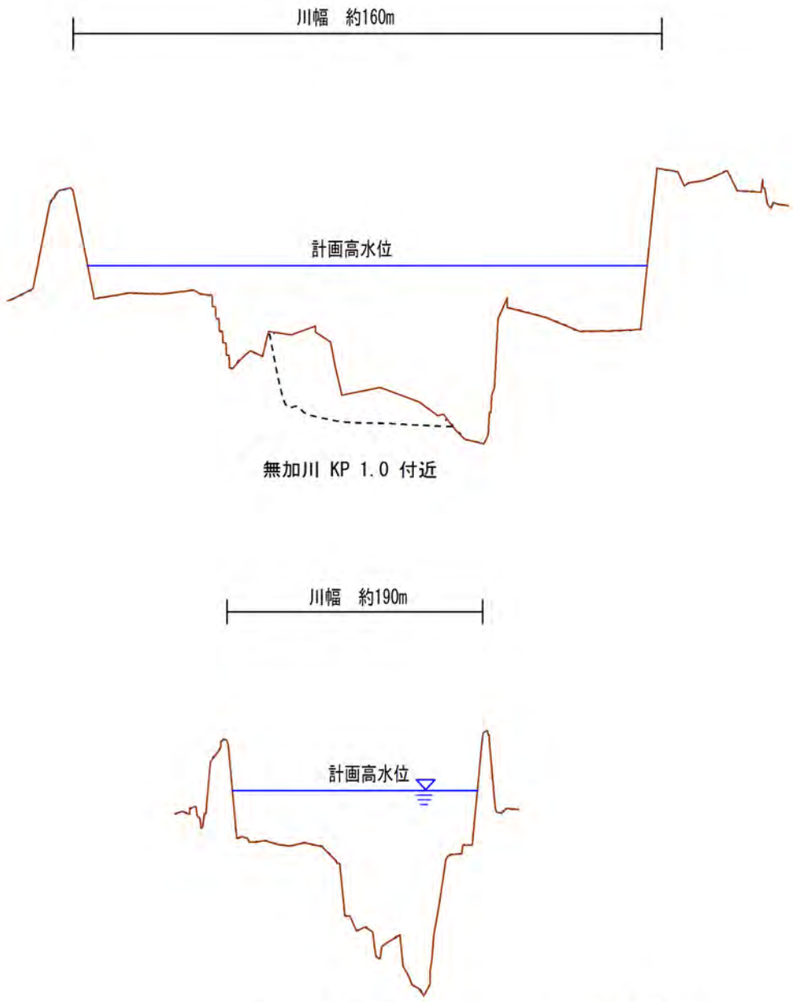

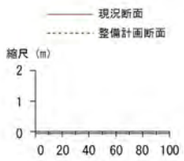

無加川　計画横断図 (1/1)

常呂川水系河川整備計画(案)

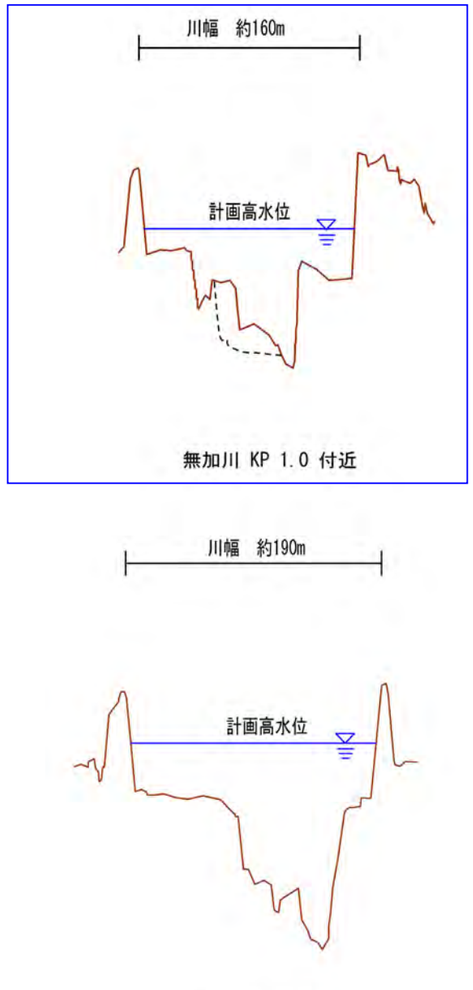

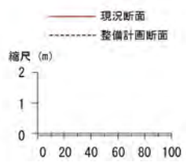

無加川　計画横断図 (1/1)